

目 次

第 1 号 9月14日（水曜日）

令和4年第3回下郷町議会定例会会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長提案理由の説明	4
発言の訂正について	10
休会の件	10
散会	10

第 2 号 9月20日（火曜日）

令和4年第3回下郷町議会定例会会議録（第2号）	11
議事日程第2号	12
開議	13
一般質問	13
星 輝夫君	13
星 和志君	18
玉川邦夫君	25
山名田久美子君	35
日程の追加	41
休会の件	41
散会	41

第 3 号 9月22日（木曜日）

令和4年第3回下郷町議会定例会会議録（第3号）	43
議事日程第3号	44
開議	45
報告第 3号 専決処分の報告について	45
（専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について）	
報告第 4号 令和3年度下郷町健全化判断比率等について	46
議案第47号 令和3年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	47
議案第48号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定について	52
議案第49号 雪寒建設機械購入契約について	55

議案第50号	令和4年度下郷町一般会計補正予算（第3号）	60
議案第51号	令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	60
議案第52号	令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	60
議案第53号	令和4年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）	60
議案第54号	令和4年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	60
調査期限延期の件		83
閉会		87

令和4年第3回下郷町議会定例会会議録第1号

招集年月日	令和4年9月14日			
本会議の会期	令和4年9月14日から9月22日までの9日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	令和4年9月14日	午前10時00分	議長 小玉智和
	散会	令和4年9月14日	午前10時35分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和志	3番 佐 藤 勤	5番 星 昌彦	7番 佐 藤 盛雄
	4番 山名田 久美子	6番 玉 川 邦夫	8番 湯 田 純朗	9番 湯 田 健二
	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和	
欠席議員	2番 小 椋 淑孝			
会議録署名議員	1番 星 和志	3番 佐 藤 勤		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	参事兼総務課長 室 井 哲	総合政策課長 玉 川 武之	税務課長兼会計管理者 佐 藤 貴博
	町 民 課 長 只 浦 孝行	健康福祉課長 佐 藤 英勝	農 林 課 長 湯 田 英幸	建 設 課 長 猪 股 朋弘
	教育委員会教育長 湯 田 嘉朗	教 育 次 長 湯 田 浩光	農業委員会事務局長 大 竹 浩二	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長 荒 井 康貴	書 記 室 井 徳 人	書 記 芳 賀 沼 崇 正	
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和4年第3回下郷町議会定例会議事日程（第1号）

期日：令和4年9月14日（水）午前10時開会

開 会

開 議

諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

1 番 星 和 志

3 番 佐 藤 勤

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長提案理由の説明

日程第 4 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。9月期に入りまして、いよいよ収穫期を迎え、何かとお忙しい季節になりました。そんな中で、町執行部、また議員の方々におかれましては、何かとお忙しいところ、本日まで出席いただき大変ありがとうございます。

また、町内では新型コロナウイルス感染がまだまだ続いておりますので、皆さん十分に注意しましょう。

それでは、開会に先立ちましてご連絡申し上げます。本日の会議が散会后、全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付しておりますので、よろしくご協力お願いいたします。

ただいまの出席議員は11名であります。2番、小椋淑孝君から欠席する旨の届出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回下郷町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆様のお手元に本年6月定例会から今定例会までの間の議員の皆様の活動状況を記載して配付してございます。

また、議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

さらに、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましてもお手元に配付してございます。

以上、配付をもちまして諸般の報告といたします。

○議長（小玉智和君） これで諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小玉智和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において1番、星和志君及び3番、佐藤勤君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小玉智和君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの9日間をしたいと思いません。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月22日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 町長提案理由の説明

○議長（小玉智和君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に係る議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和4年第3回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会におきましては、報告2件、議案8件をご提案申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、この夏は全国的に高温となり、特に6月下旬から7月上旬にかけては東日本、西日本を中心に記録的な高温となり、気象庁が発表した9月から11月にかけての3か月予報では、全国的に気温は9月から10月にかけて平年より高く、残暑が長引く見込みであります。皆様方には、体調管理など十分ご自愛をいただきたいと存じます。

また、7月から8月中旬にかけては、各地で記録的な降水量を観測し、本年8月3日からの豪雨は会津北部地域に観測史上最大の雨量をもたらし、多大な災害を引き起こされました。中でもJR磐越西線の橋梁倒壊は、住民生活に大きな支障を来しており、この橋梁の復旧は生活路線や観光路線の観点からも会津地域全体に関わる重要な案件と捉え、会津総合開発協議会におきましても緊急要望を行ったところであります。これから秋にかけ、秋雨前線や台風など、その影響が懸念される時期を迎えております。今後とも安全、安心な地域社会の構築に向け、しっかりと取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、8月31日に農林水産省が公表した令和4年産水稻の8月15日現在における作柄概況によりますと、田植時期以降、おおむね高温多照で推移し、出穂期までの天候に恵まれたとして、本県も含む24都道府県を平年並みと見込んでおります。農家の皆様におかれましては、引き続き農作物の管理には十分注意をいただき、実りの秋を迎えていただきたいと思っております。

続いて、新型コロナウイルス感染症についてであります。県は感染者数の増加が止まらず、医療体制の危機的状況が続いていることから、8月末までとしていたBA.5対策強化宣言の期間を9月19日まで延長し、基本的な感染対策の再点検と徹底、陽性になった場合の備えなど9つの重点対策への取組を引き続き求めていくこととしております。本町の状況であります。町内での発生状況は8月末で278例目を数え、現在もその状況が続いていることから大変心配しているところであります。罹患されました方々には謹んでお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈り申し上げます。今後とも状況を十分に注視し、基本対策の徹底等と呼びかけてまいりますので、皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

このような状況の中、県が8月25日に発表した観光客入り込み状況調査によりますと、令和3年の県内観光客入り込み総数は3,545万4,000人となり、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年の3,619万1,000人から73万7,000人、2.0%減少したものとなっております。

また、県は原油価格・物価高騰等への対応をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策など緊急措置すべき経費を計上した9月補正予算の概要を9月5日に発表いたしました。本町におきましても原油価格・物価高騰等の対応をはじめ、オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制の確保に要する経費など今補正予算に計上いたしましたので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、現在ご議決を賜りました予算について順調に執行させていただいております。今後とも国、県の動向を注視しながら、私のまちづくりの基本とする先人たちが築き、愛し、守り育てた歴史や財産をしっかりと受け継ぎ、そしてそれらに新たな価値を加え、確実に次世代へつないでいく、このことを念頭に着実に町政を執行してまいり所存でありますので、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくをお願いを申し上げます。

それでは、本定例会にご提案いたします報告2件、議案8件についてご説明を申し上げます。報告第3号 専決処分の報告について（専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について）でございますが、本件につきましては本年3月24日、塩生字大石地内において発生した公用車による自動車事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について令和4年6月17日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告するものであります。今後一層職員の交通安全の指導に努めてまいりますので、よろしくをお願いを申し上げます。

報告第4号 令和3年度下郷町健全化判断比率等についてでございますが、本報告につきましては地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、一般会計等の普通会計に係る健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

議案第47号 令和3年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和3年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけ議会の認定に付するものであります。渡部正晴代表監査委員、山名田久美子監査委員におかれましては、去る7月20日から決算及び健全化判断比率等に係る審査を実施され、8月31日付で意見書をご提出いただいております。その内容につきましては、後日代表監査委員からご報告されることとなっておりますので、よろしくをお願いを申し上げます。

また、8月9日には両監査委員から審査結果について講評をいただき、その中でご指摘を賜りました事項につきましては、その要因を十分に調査、分析し、改善すべき事項につきましては速やかに改善を図ってまいりたいと考えております。今後とも住民の福祉増進に努め、最少の経費で最大の効果を上げることを念頭に、未来創生交流のまちを

具現化すべく努めてまいり所存でありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第48号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等に関する規定を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第49号 雪寒建設機械購入契約についてでございますが、今回の雪寒建設機械整備事業につきましては、さきの第2回定例会においてご議決を賜りました債務負担行為により、令和5年度にわたる事業として除雪ドーザの更新整備を図るものであります。去る8月25日、5者からなる指名競争入札の結果、会津坂下町大字宮古字村西26番地1、ロジスネクスト東北株式会社会津支店、支店長、齋藤将也が2,117万5,000円で落札いたしましたので、本契約を締結したく、議会の議決を求めるものであります。

議案第50号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第3号）でございますが、既決の予算総額に歳入歳出それぞれ4億3,494万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億6,032万1,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、新型コロナウイルス感染症関連予算では物価高騰対応緊急給付金事業や肥料高騰緊急対策事業、飼料高騰緊急対策事業など新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業や、オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種の体制確保事業、また農林水産業費関連予算では産地生産基盤パワーアップ事業や地形図測量業務委託などに要する経費を計上するほか、令和3年度決算や普通交付税の本算定に伴い、所要の補正を行うものであります。

それでは、主な補正について歳出予算から款を追ってご説明を申し上げます。議会費でございますが、総額で3万4,000円を増額するものであります。議会改革特別委員会の設置期間の延長に伴い、議員報酬及び期末手当についてその所要額を補正するものであります。

総務費でございますが、総額で1,659万2,000円を増額するものであります。財産管理費では、下郷町森林組合が使用しておりました会津下郷駅前には所在する建物であります。この解体に要する経費172万7,000円を計上しております。当該建物につきましては、本町財産台帳上には未登記の物件でありましたが、旭田村、檜原村を所有者とする不動産登記が存すること、また下郷町森林組合はもとより関係者への確認を行った結果、町の所有物と認定し、その老朽化が著しいことから、今般解体するものであります。これに伴い、歳入ではこれまでの経費を踏まえ、下郷町森林組合からの建物解体工事協力金を13万5,000円計上しております。なお、この件に関しましては、8月24日開催の公有財産審議会において調査審議をお願いし、了承されておりますことを併せてご報告申し上げます。

交通対策費では、会津、野岩両鉄道に対する緊急支援金を合わせて245万5,000円を計上しております。これはコロナ禍において原油価格や物価の高騰による影響を受ける事業者の負担軽減を図るもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする事業であります。

諸費では、民生費、衛生費に係る国庫支出金等の精算に伴い、超過交付に係る償還金など1,492万6,000円を計上しております。

ふるさと創生事業費では、在京下郷の集いの中止に伴い、関連経費、合わせて279万円を減額し、これに伴い、歳入ではふるさと創生基金繰入金、在京下郷の集い参加料をそれぞれ減額しております。

民生費でございますが、総額で2,704万円を増額するものであります。社会福祉総務費では、物価高騰対応緊急給付金事業に要する経費、合わせて2,307万6,000円を計上しております。この事業は、コロナ禍において原油価格や物価の高騰に直面する生活者の負担軽減を図るもので、町内全世帯を対象に1世帯当たり1万円の給付を行うもので、一部県補助金を見込み、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする事業であります。

老人福祉費では、介護保険特別会計予算の補正に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

老人福祉施設管理運営費では、老人福祉センターの男女浴室目隠しや、いきいきランドしも郷の浄化槽内の散気配管に係る施設修繕料を合わせて119万5,000円を追加で計上するものであります。

障害者等サービス費では、申請件数の増加に伴い、障害者自立支援医療給付費を374万円増額し、これに伴い、歳入では国庫負担金、県負担金をそれぞれ増額しております。

衛生費でございますが、総額722万1,000円を増額するものであります。

予備費において、本年10月中旬からのオミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種開始を想定し、その体制確保に要する経費を計上するもので、これに伴い、歳入では国庫出資金を同額財源措置しております。

農林水産業費でございますが、総額で7,072万2,000円を増額するものであります。農業振興費では、肥料高騰緊急対策事業に要する経費、県事業、町事業合わせて714万6,000円を計上しております。この事業は、コロナ禍における米価下落に加え、肥料価格高騰の影響を受けている生産者の負担軽減を図るものであります。県事業につきましては、水田において水稻または販売用転作作物を合計で3,000平方メートル以上作付している生産者を対象とし、この県事業に上乘せし、町独自事業としまして水田において水稻または販売用転作作物を合計で1,000平方メートル以上作付している生産者や、畑地において販売用ソバを作付している認定農業者、集落営農組織を対象に支援を行うものであります。なお、これらの事業の財源につきましては、県補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を措置しております。

同じく農業振興費では、産地生産基盤パワーアップ事業補助金を4,665万円計上しております。この補助金は、国が指定する園芸作物の生産基盤拡大に対する事業に対し、対象事業費の2分の1を補助するもので、有限会社南会津高原ファームが取組主体となり、ブロッコリー育苗のためパイプハウス等資材を購入し、地域内での作付面積の拡大を目指すものであります。なお、この事業の財源につきましては、全額県補助金を措置しております。

畜産振興費では、飼料高騰緊急対策事業補助金360万円を計上しております。この補助金は、コロナ禍における飼料価格等々の影響を受けている畜産農家の負担軽減を図るもので、配合飼料購入数量に応じ、1トン当たり5,000円の支援を行うものであります。なお、この事業の財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を措置しております。

農地費では、地形図測量業務委託料を1,217万6,000円計上しております。この事業は、大松川地区が現在取り組んでおります農地整備事業であります。調査地区の採択に向け必須となる地形図を航空測量等により作成するもので、本年度から原則市町村で対応することとなったものであります。なお、この事業の財源につきましては、ふるさと水と土保全基金からの繰入金を措置しておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

国土調査費では、芦ノ原地区の一部再測量に要する経費など手数料を110万5,000円増額するものであります。

商工費でございますが、総額で550万円を増額するものであります。商工振興費では、新型コロナウイルス感染症対策地域振興プレミアム商品券発行補助金を630万円計上しております。これは既決事業であります第1弾、第2弾に加え、第3弾分を追加発行することにより、地域経済の循環を促すとともに、物価高騰等に直面する生活者の負担軽減を図るもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする事業であります。

土木費でございますが、総額で9,900万4,000円を増額するものであります。道路維持費では、除雪ドーザの維持管理に要する経費として消耗品費を152万7,000円、修繕費を77万7,000円それぞれ増額するものであります。

橋梁維持費では、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の需要に備えるため、橋梁整備基金への積立金9,670万円を計上しております。

消防費でございますが、総額で99万9,000円を減額するもので、南会津地方広域市町村圏組合緊急自動車更新事業に係る入札請け差により、同組合負担金を減額するものであります。

教育費でございますが、総額で176万4,000円を増額するものであります。事務局費では、高濃度PCB廃棄物の処分に要する経費を97万8,000円計上し、小学校費の学校管理費及び中学校費の学校管理費については、令和3年度に構築した校務支援システムであります。データセンターとの接続に要する経費をそれぞれ追加で計上しております。なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため、予備費を増額し、調整をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、歳入予算についてご説明を申し上げます。地方交付税につきましては、本算定により普通交付税を2億2,191万5,000円増額するものであります。

国庫支出金につきましては、衛生費でご説明申し上げました、オミクロン株に対応した新型コロナワクチン接種に係る国庫負担金、国庫補助金の補正など総額で4,997万8,000円を増額するものであります。

県支出金につきましては、農林水産業費でご説明を申し上げました産地生産基盤パワーアップ事業補助金を計上するなど、総額で5,225万4,000円を増額するものであります。

繰入金につきましては、同じく農林水産業費でご説明を申し上げました地形図測量業務委託料の補正に伴い、その財源として、ふるさと水と土保全基金繰入金を措置するなど、総額1,010万円を増額するものであります。

繰越金につきましては、令和3年度の決算に伴う前年度繰越金の確定により1億942万5,000円を増額するものであります。

諸収入につきましては、農用地に係る利用権設定の満了期日前にその契約の全部を解約するに至ったことに伴う返還金を66万円計上し、またふるさと創生事業費でご説明を申し上げました在京下郷の集いの中止に伴い、その参加料を85万円減額するなど、総額で5万5,000円を減額するものであります。

町債につきましては、普通交付税の本算定に伴い、発行可能額が確定しましたことから臨時財政対策債を867万3,000円減額するものであります。

議案第51号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ2,125万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億8,736万6,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては令和3年度の決算に伴う前年度繰越金の確定により、所要の補正を行うものであります。

議案第52号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ29万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,008万8,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、議案第51号と同様に令和3年度決算に伴う前年度繰越金の確定により、所要の補正を行うものであります。

議案第53号 令和4年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ9,745万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億9,328万円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、令和3年度決算に伴う前年度繰越金の確定や令和3年度介護認定審査会への審査件数の確定により、また国庫支出金等の額の確定に伴い、その返還に要する経費を計上するなど、所要の補正を行うものであります。

議案第54号 令和4年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ615万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,497万9,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、令和3年度の決算に伴い、歳入では繰越金を増額し、歳出では今後の執行見込額を精査し、修繕料を増額するなど所要の補正を行うものであります。

以上、本定例会にご提案いたしました議案等についてご説明を申し上げました。詳細につきましては、後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

発言の訂正について

○議長（小玉智和君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 先ほど提案理由の説明を申し上げましたが、「予防費」を「予備費」と間違えましたので、訂正いたします。よろしくお願いいたします。

日程第4 休会の件

○議長（小玉智和君） それでは、日程第4、休会の件を議題といたします。

お諮りします。9月15日及び9月16日は議案思考のため、9月17日は土曜日のため、9月18日は日曜日のため、9月19日は祝日のため、それぞれ休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、9月15日、16日、17日、18日及び19日の5日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、再開本会議は9月20日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。（午前10時35分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年9月14日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和4年第3回下郷町議会定例会会議録第2号

招集年月日	令和4年9月14日			
本会議の会期	令和4年9月14日から9月22日までの9日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和4年9月20日	午前10時00分	議長 小玉智和
	散会	令和4年9月20日	午後1時30分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗	9番 湯 田 健二
	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和	
欠席議員	5番 星 昌彦			
会議録署名議員	1番 星 和志		3番 佐 藤 勤	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	参事兼総務課長 室 井 哲	総合政策課長 玉 川 武之	税務課長兼会計管理者 佐 藤 貴博
	町 民 課 長 只 浦 孝行	健康福祉課長 佐 藤 英勝	農 林 課 長 湯 田 英幸	建 設 課 長 猪 股 朋弘
	教育委員会教育長 湯 田 嘉朗	教 育 次 長 湯 田 浩光	選挙管理委員会委員長 渡 部 和夫	選挙管理委員会書記長 室 井 哲
	農業委員会事務局長 大 竹 浩二			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長 荒 井 康貴	書 記 室 井 徳人	書 記 芳 賀 沼 崇正	
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和4年第3回下郷町議会定例会議事日程（第2号）

期日：令和4年9月20日（火）午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

今日は、台風14号が列島縦断で各地で甚大な被害が出ました。本町では、雨、風ともに思うほど少なく、大変安心したところであります。皆さんの集落はどうだったでしょうか。

ただいまの出席議員は11名であります。5番、星昌彦君から欠席する旨の届出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から追加資料の報告があります。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君） おはようございます。皆さんのお手元に、本日の定例会に説明員として出席されます職氏名につきまして追加で配付してございます。よろしく願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（小玉智和君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

なお、今定例会より一般質問は一問一答式となり、質問、答弁につきましては45分あります。範囲内で与えられた時間で簡潔に行うよう、よろしく願いいたします。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） 皆様、おはようございます。議席番号11番の星輝夫でございます。今回も一般質問をさせていただきます。

なお、今回は3項目ほどございまして、1つ目に副町長の不在について、2つ目に投票区及び投票所の見直し等について、3つ目に新型コロナウイルス対策について、この3点を通告どおり一般質問させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

1番、副町長の不在について。令和4年6月に前副町長が勇退し、それから数か月が経過しております。町では副町長を置くことに当たってどのような規定があるのかお尋ねいたします。また、町政の決定権において、町長の次に序列が来るとは思われますが、町長不在などの有事の際には副町長が不在でどのように対応していくのかをお聞かせくださいようお願いいたします。

2番目、投票区及び投票所の見直しについて。7月に参議院議員通常選挙が行われましたが、移動式の期日前投票所は幾つの行政区を回ったのかお尋ねをいたします。前回の参議院選挙では、経費が約38万円かかったようです。しかし、高齢者に限らず、若者の投票率の向上などを考えると、利便性の向上は今後必要ではないのかと考え、より広範囲に移動式投票所を設置していくことがよいと考えますが、いかがでしょうか。

3番目、新型コロナ対策について。本町においても新型コロナウイルスが猛威を振るっており、9月13日現在、本町における累計の感染者数は306人となっております。新聞やテレビ等の報道にて把握しております。最近のテレビや新聞等において、5回目の新型コロナワクチン接種とのニュースを耳にします。本町では、4回目の接種を終えている人数はどのくらいになっているのかをお尋ねいたします。

また、最近も本町の学童施設においてクラスターが発生したと思います。本町では、今後どのような新型コロナウイルス対策を行っていくのかを当局の考えをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 11番、星輝夫議員のご質問にお答えいたします。

1点目の副町長の不在についてでございますが、規定につきましては、地方自治法第161条第1項に、「都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる」と。同条例第2項に、「副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める」と規定されており、下郷町副町長定数条例第2条で「副町長の定数は、1人とする」と規定しております。

また、議員おただしの、私が不在における有事の際であります、下郷町防災計画では災害対策本部の設置を必要とする災害が発生した場合は、私が本部長、副町長及び教育長が副本部長に就くこととなっており、現在副町長が空席のため、教育長の指揮により行動することとなっております。しかしながら、私が公務出張等により不在の場合におきましても町長不在時の職務代理順位により、連絡を密にしながら対応していく所存でございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

2点目につきましては、選挙管理委員会委員長よりご答弁申し上げます。よろしく申し上げます。

次に、大きな3点目の新型コロナウイルス対策についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者につきましては、全国及び県内においても依然として第6波のピーク時と比べて高い水準にあるものの、前の週の同じ曜日を下回る日が続くなど減少傾向が続いております。町内におきましては、9月15日時点で累積陽性者数は累計で331人、そのうち今年7月以降の陽性者数は209人と全体の陽性者数の63.1%を占めているところでございます。年代別に見ますと、10代が全体の20.8%、次いで40代が16.0%、比較的若年層の割合が高い状況となっております。また、高齢者施設1か所においてクラスターと認定されましたが、現在は終息しております。

次に、ワクチン接種についてでございますが、現在4回目接種を実施しております。接種状況でございますが、1回目90.7%、2回目90.5%、3回目88.8%、4回目は60歳以上及び医療従事者等、基礎疾患のある方が対象となっておりますので、参考値とはなりますが、57.7%となっております。7月以降の陽性者割合が全国的にも高くなっている子供の接種につきましては、5歳から11歳までが1回目58.1%、2回目57.7%という

状況です。5歳から11歳までについては、これまで努力義務が課せられておりませんが、9月6日以降は努力義務の対象となっておりますので、3回目の接種と併せて保護者の方に接種勧奨をお知らせしていきたいと考えております。

次に、オミクロン株に対応したワクチンとなる5回目接種につきましては、今補正予算に関連予算を計上し、現在接種へ向けて準備を進めているところでございます。現時点で想定される対象は、2回目接種まで完了した12歳以上で前回の接種より5か月が経過している方に1回目接種という内容となっております。しかし、国の動きが流動的で今後変更になる可能性がありますので、その動向に注視し、速やかに対応していきたいと考えております。ワクチンの接種については、現在流行しているオミクロン株と従来株に対応した2種類の成分を含んだワクチンとなり、これまで同様、ファイザー社製、モデルナ社製の2社のワクチンが供給される予定となっております。新型コロナウイルス感染症対策については、これまでどおり基本的な感染対策の徹底を集中していくとともに、ワクチン接種により、発症予防効果や重症化予防効果が得られるとされていますので、今後も町民の皆様が安心して生活できるように、希望する方が接種を受けられる接種体制を整えてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

選挙管理委員会委員長、渡部和夫君。

○選挙管理委員会委員長（渡部和夫君） それでは、星輝夫議員のご質問にお答えいたします。

議員のご質問事項の大きな2点目、投票区及び投票所の見直しについてでございますが、本年7月10日執行の第26回参議院議員通常選挙につきましては、令和元年の投票区再編により廃止となった投票区9地区で移動式投票所を設置しております。議員ご質問の中で、広範囲に移動式投票所を設置することに関しましては、投票率の向上、利便性の向上につながるものと十分理解しているところではございますが、現在令和元年度に廃止となった投票区への投票支援策として、当該選挙人の利便性の向上へ向け、試行を重ねているところでございますので、何とぞご理解のほどよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、1つ目の質問について再質問はありますか。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） それでは、1番目の副町長の不在についてでございますけれども、ただいまの町長さんの答弁の中で、副町長の職責というのは大変重要な人だなと私は思いました。

そこで、お伺いいたします。今副町長不在でございますけれども、町では財政を考えての不在なのか、また人間的に当たっているけれども、断られているのか、その点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 質問内容の中身と若干異なるかもしれませんが、私の基本的な考え、選任の手続について、副知事及び副市町村長の選任について、普通地方公共団体の補助機関の最高位に位置する者であり、その職務は極めて重要であると私も思っております。したがって、万が一能力を有しない者が就任したときは、普通地方公共団体の事務に重大な支障を来すばかりではなく、普通地方公共団体の長に事故があるとき、または普通地方公共団体の長が欠けたときに普通地方公共団体の長に代わって適切に職務を執行することができることとなっているため、その選任に当たっては議会の同意を得るとされていると。ただし、副知事、副市町村長といえども、普通地方公共団体の長の補助機関であることには変わりがなく、同意議案を議会に提案する権限は普通地方公共団体長に属する。議会は、普通地方公共団体の長が提案する副知事または副市町村長の同意議案を可決するか否かという権限を有するにすぎず、普通地方公共団体の長が提案していないものを議会の意思により選任することはできないと、こういう選任手続に基づいて、私は今熟慮中でございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） それでは、質問させていただきます。

そこで、今本町において小学校があると思えます。卒業式、入学式、そのときに日にち同じ、時間帯が同じになった場合に、代理出席が要ると思うのです。江川、檜原、旭田があります。そういったときに、代理出席はどういった人を充てる考えでありますか。今までは副町長さんと私も一緒になったときがありますので、そこら辺の人選の指名をお願いしたいと思います。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） また、これ答弁の中身についての全般的なおっしゃっていると私は思いますが、中学校の入学式あるいは卒業式は私が出席することになってしまいました。また、小学校の入学式、卒業式については、庁内管理者で、副町長がいなければ総務課長あるいは町民課長と、こういう回り番でやっていますし、その年度内に退職される方の管理者が行って町の挨拶をするということを内規で庁舎内で決めておりますので、そうした問題はなかるかと、こう思っていますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） ただいまの答弁の中で、総務課長という名前が上がったのですけれども、総務課長さんは再任雇用職員でありまして、それだけの責任があるのかどうか私は思います。そこで、やはり災害というのはいつ起きるか分かりませんので、人事案を出し、そして臨時、定例会などを進めて、早く人選のほうを急いでもらいたいと思う

のですが、いかがでしょうか。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ただいまの11番議員の質問にお答えしたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、私の執行事務については、今空席である副町長に代わって、災害のときは副本部長が当たるということになっていきますから、そうした場合は今の教育長さんにやっていただくということになろうかと思えます。そういう一般災害対策や地震災害対策等の設置基準に基づいて災害等は対応してまいりたいと思えますし、人選については先ほど申し上げたとおり熟慮しておりますので、ご了解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

○11番（星輝夫君） なし。

○議長（小玉智和君） それでは、これで1つ目の質問を終わります。

それでは、2つ目の質問について再質問はありませんか。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） 投票区及び投票所の見直し等についてでございますけれども、先ほどの選管の委員長さんの話で9地区編成がありました。あのときに、小野地区もなりました。小野地区は1か所、大内の入り口の集会所がありました。しかし、再編成になってから小野上は来てくれる、そして小野下は中央でやってくると、大変に高齢者の方が喜んでおります。そこで、お尋ねいたします。大きな行政区、上、下があった場合に上のほうの投票所に行かなくてはいけない。そこは坂道、30分くらいかかる。そして、高齢者であって免許も返納してしまったと、そういった下の地区に期日前投票所を設けることは可能なかどうか、その点お聞かせ願いたいと思えます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

選挙管理委員会委員長、渡部和夫君。

○選挙管理委員会委員長（渡部和夫君） 星議員の再質問で、高齢者が投票しやすいように他の地区でも移動式投票所を設置できないかとお問合せですが、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、議員ご質問の高齢者の投票支援につきましては、町内の高齢化の状況から他地区への移動式投票所の設置も課題の一つかと捉えております。しかしながら、現在のところは廃止となった投票区への投票支援策として、選挙ごとに試行を重ねている段階でありますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

○11番（星輝夫君） なし。

○議長（小玉智和君） ありません。

○11番（星輝夫君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、これで2つ目の質問を終わります。

それでは、3つ目の質問について再質問はありませんか。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） それでは、新型コロナウイルス対策について質問させていただきます。
話に聞きますと、江川小学校でクラスターが発生したと話を聞いておりますけれども、その状態が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

教育委員会教育長。

○教育長（湯田嘉朗君） ただいま星議員からお話ございました江川小でのクラスターというところでございますが、これにつきましては公表はしていないと、こういう状況でございます。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、再質問はありませんか。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） それでは、クラスターの内容、聞かれないということでございますけれども、私思うのですけれども、授業中はマスクをしていると思うのです。しかし、給食のときにマスクを取ってします。それが一番の感染拡大になっておると思います。ですから、マスクを取ったときに、空気をきれいにする空気除菌清浄機を設置すれば、私は防げるのではないのかなと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

教育委員会教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） ただいまお話ございましたが、空気清浄機ということでございますが、教室のほうにはそれぞれ配置はしております。

次に、給食の際はマスクを取って当然でございます。ただ、学校としましては対面での食事はしない、全員一方向を向いて食事を取る、また会話をするののないような形で感染防止に努めているというところでございます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） ありがとうございます。

○議長（小玉智和君） それでは、これで3つ目の質問を終わります。

これで11番、星輝夫君の一般質問を終わります。

次に、1番、星和志君。

○1番（星和志君） 議席番号1番、星和志、一般質問させていただきます。

観光の振興について。下郷町の山々、そして溪谷などの風景は素晴らしいものがあり、下郷町を訪れる方々は、住んでいる私たち以上に強く感じているようで、町の観光資源として非常に貴重で大切なものであります。そして、大内宿や塔のへつりなどもあることから、観光客を呼び込む資源は他市町村と比較しても宝庫な町であります。

しかしながら、これら観光客のほとんどは日帰り滞在されないという問題があります。下郷町に来て、観光地めぐりだけでなく、アウトドアや各種施設での体験をし、宿泊につなげていくことが理想とは考えられますが、長年、町は滞在型としての構想や計

画を立て立てているようですが、この達成には程遠い状況であると思われます。町長は、満足度の高い魅力ある観光地づくりを掲げておられますが、現在のこれに係る計画、進捗状況、そして町長が在任中に必ず達成したいと考えておられるものは何かお伺いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星和志議員のご質問にお答えします。

観光の振興についてでございますが、まず議員ご指摘のとおり、本町は国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている大内宿や国指定史跡、下野街道、日本有数の湯量を誇る湯野上温泉をはじめとした歴史や文化、温泉を有し、さらには国指定天然記念物の塔のへつりや中山風穴地特殊植物群落、日光国立公園の観音沼森林公園や猿楽台地のそば畑など雄大で緑あふれる四季折々の豊かな自然環境など、心から全国に誇れる地域資源、素材が数多くあります。当然これらの可能性を秘めた数多くの町の財産は1日にしてできたものではなく、私たち先人、先達者たちが築き、愛し、守り育てた財産でもあり、その時代、時代の新しい価値を加えながら、次の時代にも伝えていかなければならないものと感じております。また、それらをつなぎ、育み、人づくりのまちを目指して、町民一人一人が幸せな暮らしを実感できるまちづくりを進めることが町の指針となる第6次総合計画の一つのテーマでもあります。

これまで町は、町の振興計画にのっとり、町の発展のため、各種振興策を展開してまいりました。観光入り込み数などの資料を振り返ってみますと、昭和60年には大内宿が伝統地区に選定されて間もない頃であります。町の観光入り込み数は約35万人でございました。その後、昭和61年に野岩鉄道、会津鬼怒川線の開通、昭和62年に会津鉄道、会津線がそれぞれ開業しますと、昭和62年の観光入り込み数は約65万人に増加し、さらに5年後、平成3年に町観光公社が設立されますと、100万人の大台を一挙に突破するなど、観光入り込み数は倍増の126万人を超えました。平成6年には町物産館がオープン、同9年には現在の大内宿駐車場や公衆トイレが完成しまして、大内宿だけでも約66万人の入り込みとなり、町全体でも140万人を超えました。県内でも有数の観光地として脚光を浴びるまでとなってまいりました。

さらに、平成20年に念願の国道289号、甲子道路が福島県の東西を結ぶ基幹道路として開通いたしますと、大内宿だけで100万人、町全体では約190万人を超えるなど、観光地としては全国区となり、福島県の観光の顔の一つとなっております。

しかしながら、ご承知のとおり平成23年度の東日本大震災、原発災害、風評被害での観光客の落ち込みは大きく、また現在も進行しているコロナ感染症拡大による影響によって、町ではダブルパンチが起きた形になっており、原発事故以前の状況には回復しない状況であります。このたびの第6次総合計画では、これらの状況の中、新たな観光地づくりを進めるため、議員おただしの満足度の高い魅力ある観光地づくりとして、地域の特性を生かした取組、魅力ある観光地づくり、交流事業の継続、充実、観光資源の磨

き上げなど新たな素材の創出、観光資源のルート化、人材育成や受入れ環境の整備、ダム湖の利活用の7つの施策の柱を掲げ、これら観光ニーズが複雑化、多様化する中で様々な事業を展開しております。それぞれの事業につきましては、継続的に実施している事業もあり、その進捗については一概に述べることはできませんが、補助金や交付金の活用が見込まれる場合などは、その方針などを示す計画を策定しているところでございます。観光関連事業は、平成28年度に湯野上地域整備基本計画を策定しており、現在は本計画の一部として湯野上温泉駅前整備が進んでいるところでございます。

また、観光推進事業全体といたしましては、旅行業の資格を有する観光公社と連携し、この柱に沿った各種事業を積極的に展開しているところであります。昨年度、観光公社が実施した宿泊滞在型体験交流事業につきましては、下郷町観光誘客ウェルカムしもごう事業として主に4事業、総事業費約7,300万円、うち補助金が3,400万円、観光公社補助事業として実施いたしました。実施内訳といたしまして、1つ目はご褒美宿プランとして宿泊費の最大45%を補助する内容で3回に分けて実施いたしました。湯野上温泉及び大内宿が対象で、宿泊者総数3,839人、宿泊費総額4,802万9,630円、町補助金2,136万5,012円でございます。

2つ目のご褒美ランチプランには、コロナ禍での町内飲食店の支援として、テークアウト50%を補助する内容で利用件数905件、販売総額1,000万5,100円、町補助金500万2,550円でございます。

3つ目のご褒美体験プランは、そば打ち、バーベキュー、マス釣り、バター作り等の体験費用50%を補助する内容で、利用総人数589人、販売金額110万2,800円、町補助金55万1,400円でございます。

4つ目は、大内宿での消費拡大を目的とした大内宿ぶらり旅クーポンを大内宿駐車場で販売いたしました。これは200円の商品券を1,000円で販売するもので、町補助率は50%で実施いたしました。販売総額1,398万5,500円、町補助金699万2,750円となっております。

さらに、観光公社ではこれまでも着地型観光推進事業として、歴史と自然や農業体験プログラムなど四季折々のメニューを提供した体験ツアーや農家民泊体験を含めた教育旅行の実施、学生さんを対象としました宿泊誘致事業や小中学校を対象とした体験活動助成事業、本町の自然を満喫する100万年ウォークの開催など、本町の観光資源を活用した様々な滞在型体験活動支援事業を開催しており、東日本大震災や原発災害への風評被害が広がる中で、地元住民の皆様に着地型事業を積極的に推進してまいりました。本事業の活動については、町民の方々はもとより、他町村の関係者の皆様方からも高い評価を得ているところであります。さらには、町観光協会を通して、令和元年度、2年度につきましては宿泊者を対象としたスタンプラリーを実施し、1人当たり1,000円の商品券の支援を行っており、令和元年度は宿泊者延べ4,832人、2年度は延べ9,467人について計1,429万9,000円の補助を実施しております。3年度につきましては、下郷満喫キャンペーンとして、衣替えをし、宿泊者へ1,000円分の商品券500円券2枚を配布し、延べ5,225人へ5,325万円の支援を行っており、宿泊者により大変好評を得てい

るところでございます。

また、町としましては、会津縦貫南道路の開通やアフターコロナを見据えた事業として、令和3年度より県の地域創生総合支援事業、サポート事業を活用して、新たな観光資源発掘強化事業を推進しております。議員ご指摘のとおり、本町の日光国立公園をはじめとする自然環境、歴史遺産を生かした観光トレッキング調査事業も進めております。観音沼森林公園から大峠に向けた観光資源、自然体験コースの調査を展開しております。あわせて、時代のSNSコンテンツを活用した町の観光PRを推進するための観光プロモーションビデオの事業や観光ライトアップ機材の購入事業を県の75%の補助をいただきながら展開しているところであります。ライトアップ事業につきましては、昨年観音沼森林公園において試験運用を行ったところ、夜間にもかかわらず、100名を超すお客様が訪れており、本町の新たな夜のイベントとして手応えを感じております。今後ライトアップ事業は宿泊滞在型事業にも結びつくものと期待しているところであります。しかしながら、ここ2年半の期間はコロナ感染症の拡大もありまして、当然コロナ前のような幅広い誘客事業の展開には至っておりませんが、町といたしましては町観光公社や町観光協会、また会津鉄道をはじめとした各種団体、各市町村とも連携を図りながら、本町の類いまれな観光地の魅力を発信し、各方面からアクセスのよさを武器に、多くの皆様にまず本町に来ていただき、下郷町のファンになっていただけるような観光滞在型の事業を積極的に展開していきたいと考えております。

最後に、議員ご指摘の日帰り滞りで滞在されない問題ということでございますが、こちらは反面、年々向上する交通アクセス、利便性の向上により、日帰りの観光客が増加しているところであり、かつまたコロナ禍により、マイカーでの移動が増えたことにより、公共交通機関の使用が減少し、宿泊しなくても観光が可能なキャンピングカーなどの普及も進んでおり、RVパークやオートキャンプ場の人気が高まっている状況でございます。また、さらにはバイパス開通などにより、地域が通過点になってしまう空洞化現象という問題にも発展する場合がありますので、こちらは全国的に地域課題の一つと考えております。いずれにしましても、この課題解決には、まず観光地として目的地、滞在地になってもらえるよう、魅力的な観光地になることには観光ハード面、ソフト面の整備だけではなく、まずはおもてなしの料理であったり、アイデアであったりと事業者の皆様のご経営努力が何よりも大切かと思っております。様々な皆様のご意見、ご指摘を参考にしながら、町といたしましては満足度の高い魅力ある観光地づくりに今後も努力してまいりたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 私の質問の中にあつた、町長在任中に達成したいことや目標などがありますでしょうか。

また別にですが、RVパークやオートキャンプ場は前向きな姿勢と見られましたが、これはこれからも計画を立てて実現していく方向と捉えてよろしいのでしょうか。

あとは各種事業でいい実績が出ているようですが、これはまず一つのステップであって、次のステップになると思いますが、これらをどう観光者のルートに反映させたり、観光者の現金をどう落とさせるかといった計画などは立っているのでしょうか。総合計画が令和6年度までなので、今まだ中盤戦ぐらいだと思うのですが、後半はどうお考えでしょうか。

あと事業者の経営努力とおっしゃいましたが、下郷町地域振興株式会社や観光公社の理事長として、観光体験施設やそういった観光施設の現在の状況はどうお思いか。今まで何度か質問はしているのですけれども、現在状況はどう変わられたか。私、個人的に何度か使用させてもらいましたが、今までとあまり変わらないなと感じてしまい、働いている人は多分悪くないと思うのですが、やっぱりトップの指示で下の者は働くと思うので、まだタスクフォースや何かやられるとおっしゃっていましたが、その進捗や結果など分かったら教えていただきたいです。

あとは、これ要望になってしまうのですが、現在湯野上温泉駅前の整備などしておられますが、湯野上地区の景観があまりよくないと個人的に感じておりまして、こちらの景観の統一をされたりすると、現在若者はSNSで写真を撮ったり、文章を世界中に配信してくれるので、このPR力がすごく強力なので、やっぱり景観を統一、いろんな形があると思いますが、その計画も立てていただけたらと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 一般質問でありがたい話。1つは、1回目の答弁に申し上げましたように、下郷町の観光の入り込み状況ですと、59年度から私の資料では入っていますけれども、私が下郷町で初めての商工観光係長というのを拝命したのが61年、そのときに大内宿の入り込み数は2万2,262人、これはパンフレットもなかった時代。塔のへつり28万、湯野上温泉7万3,000。湯野上温泉の7万3,000というのは、これは入湯税の人数で出した数字ではなくて、宿泊施設で稼働率、稼働日数、そして部屋数と合わせながら出した数字なので、これ7万3,794人になっている。ただ、実質的には入湯税で1,000万円台を超えた時期もあるのです。そういう時期もありますので、一概にこの数字がどうのこうのというわけではないのですが、合計すると、この大内宿、塔のへつり、湯野上温泉を合わせて61年度には37万6,732名の入り込み数がありましたよという数字が出ている。そうすると、令和3年、これは大内宿が45万3,800、塔のへつり12万7,910、湯野上温泉1万9,501、こういう数字になっていまして、非常に宿泊者が少ないと。これは、平成10年に見直しをかけた数字が湯野上温泉にはあるのです。これはやはり実質的な入湯税を取った人数で宿泊者を定めていましたので、落ちてしまうということが現実的で、これは現実的な話です。そうしたことで、過去の数字からすると、かなりの入り込み数があるということをご承知願いたい。

さて、これからどうするのかということになりますが、私としては今先ほど観光資源の磨き上げを十分やるということですが、やはりピーク、災害もあります。コロナ禍の

感染者も出て、令和3年度にはこういう数字になってしまったというのが現実ですが、今後どのようにして戦略を立てていくかというのが町の課題でもあります。やはり私が当初から町長になるときから観光客の230万人と、これを目指して頑張ろうと、観光振興について。そういうことで、ひとつやはり今日光まで来ている1,200万人の入り込み数の1割が来れば100万はまた入ってくる可能性がある。それを呼ばなければならないし、その対策を取らなければならない。どうしてもやはりそこで会津縦貫南道路の早期開通、供用開始がなされれば、1割は最低来ると思います。そのための受入れ態勢をしなくてはならないし、インターチェンジが下郷町は2つできるのです。そうした条件面のよさ、そして日光まで来ている1,200万人の人たちにいかに会津に入っていくかということがこれからの大きな課題、それに伴う受入れ態勢をしていくということで、施設については補助事業を出しました。2分の1です、コロナ禍においては。ですから、そうした施設整備の事業をしていただくと、あるいは施設の特色を出していただくと。今入り込み数の数字を見てみますと、稼働日数で65%から70%宿泊する施設もあるのです。ですから、先ほど答弁したとおり、宿泊施設の勉強、待遇改善あるいはサービス、料理等、こういうものを研究していただいて、町ではハード的な道路の整備を要望していくと。そして、施設については町の補助金で施設整備をしていただくと、景観もよくしていただくということが今後の後半戦の施設、ハード面とソフト面の事業の推進をやっていくと。

そして、今実施している湯野上の整備事業については、駅前の事業を整備させていただきました。議員の皆様のご理解で今進んでおりますが、これはあくまでも計画については県のサポート事業でやりましたので、あとは本事業については過疎債を適用してやっていますけれども、これは一挙にできる数字ではないのです。そのためにも、今年度、来年度の事業で何とか駅前整備はしていくと。あと全体の計画については、もう一度皆様の理解をいただきながら、下郷まで来たら泊まっていたと、湯野上温泉に来たら泊まっていたとというような方法をハード面で考えていきますので、ご理解をいただきたいと思います。

それで、在任中の事業についての質問はこれで、予算がつくか、つかないかによって決定されますので、ぜひご理解していただいて、事業実施について皆様のご理解を得て進めていきたいと考えておりますので、何とぞこの計画に沿ったご理解を頂戴して、予算化していきたいと思います。

RVパークの整備などについては観光公社に指示をしまして、何台利用されるかわかりませんが、そうした条件の下で整備をしていくということが必要かと思っております。

総合計画後半戦も先ほど申し上げましたとおりでございます。町長在任中の達成についてもそうでございます。

経営努力も先ほど申し上げましたけれども、公社あるいは株式会社等については、今年度はコロナ禍においてもやはり国の規制というか、県をまたぐ制度が解除されましたので、非常に伸びております、売上げが。そうしたことで安心はしていますけれども、経営努力はしっかりと、やはり町の振興策である農業、そして観光につなげると。農

の贈り物なんかもぜひ皆さんに利用していただいて、売上げを倍増させていただきたい
と思います。ですから、7月、8月の売上げはかなり伸びています。数字は私持ってい
ますけれども、そうしたことで大変うれしく思っていますので、皆様方のご協力をさら
にお願いしたいと。

それから、駅前整備は先ほど申しましたけれども、景観もやはりひとつ統一した景
観が必要でございますので、そうしたところを常に施設側あるいは行政区の人たちと協
議をしながら、ひとつ大内の景観と同じく整備を進めていかなければならない。いづれ
にしても、今会津に入ってくる、下郷町に入ってくる観光客をいかに100万人上乗せす
るかということが今後の大きな課題で、それが若者の定住あるいは雇用の創出につながつ
てまいりますので、ぜひご協力をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 答弁ありがとうございました。在任期間中の達成は予算とか時間がか
かるもので、今断言できないということによろしかったですね。

そして、アウトドア関係は、今現在計画を進めていることで了解しました。

町長がおっしゃった予算の部分でちょっと気になったのですが、今回の定例会の議案
書で予備費に2億円入れているなら、こういう細々したところにも使えるのではないかな
と感じたのが1点です。2億円入れているなら、将来に向けて衰退していつている今
に投資をして、盛り上げていかななくてはならないのではないかなと感じました。

あとは景観の整備とかも前向きにこれから計画していただけるということで了解しま
した。

町長が理事で入っている会社も、上向きで経営改善されているということなのですよ
ね。では、すみません、その1点でよろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、1番、和志議員の質問にお答えしますが、在任期間中の事業
の推進というか、それについては、第6次の総合計画に基づいて重点事業等に入れて進
めておりますので、そのプラスについては、皆さんのご意見を聞きながらということ
ですので、現在計画していただいたと。過去にもいろいろな町長さん方が計画したのです。
それはやっぱりみんな実現できなかったのです。私は計画しているのだけれども、湯野
上温泉駅前、そうした事業については何とかやっていますけれども、私は下郷町は農業、
観光、これでやはり町の振興を図っていくというのは皆さんもご存じだと思いますが、
そうした事業が一番だと思っていますので、ぜひその事業計画に基づいて進めて、ある
程度の事業計画は大まかな事業計画でございますので、各年度の重点事業、それから継
続するもの、道づくりもそうでいろいろなのです。その事業全般的なものを重点事業を
進めていくというのが任期期間中の責任であると、こう思っています。

RVパーク計画については、前回の議会のところで質問された議員の方に申し上げま

したけれども、来年度の事業化に向けてどのくらいの計画をしたら予算的にどうなのだという事になりますので、その辺は十分に検討しながら考えていくと、何台にするのか。たまたま289号のきららに行ってみて、RVパークの看板だけは立っているけれども、あんなものでは私はそんなでよいのかなという感じはしますけれども、やっぱりそうした事業者が喜んでもらえるような、そんな施設でなければ造る意味がないと私は思っていますので、その辺を十分に踏まえた計画をつくる。

それから、予備費の2億円、私が町長に就任したときには、やはり財調が14億何がし、そういう金額でした。職員数は98人でした。そういう財政がやはり逼迫しないことを議会の皆さんに約束した、私は質問によって出しました。ですから、今回の事業の決算の額が予備費に入ったからといって、それが今後の施策あるいは事業化についての予算確保につながるわけですから、またいろいろな災害があった場合どうするのだとか、除雪の関係ですと、雪の除雪の経費が多くなると1億円ぐらいになってしまうのです、単純に。1億円ぐらいの予備費がないと、それが出せないのです。そういうこともありますし、財調については守っていくと、予備費、そしていろいろな事業に展開していくというのが私の考え方でございますので、財政逼迫にならない、私はその責任がありますから、そうした考えで対応しているのが予備費の額でございます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

○1番（星和志君） ありません。

○議長（小玉智和君） 答弁のほうにはございませんか。答弁漏れなしですね。

○1番（星和志君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、1番、星和志君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩いたします。再開は11時20分といたします。（午前11時08分）

○議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。（午前11時20分）

次に、6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 6番、玉川邦夫です。大きく2つご質問させていただきます。

1つは、観光・地域振興を図るサイクリングと街道ウォークについてであります。福島県は、2020年からの5年間の自転車活用推進計画を打ち出しています。その施策の一つに、サイクルツーリズム、いわゆる自転車観光です、推進によるにぎわいのある観光地域づくりが挙げられています。早速10月中旬に、本町を舞台にしてのサイクルロゲイニングが開催されることになりました。3年前、南会津サイクルツーリズム協議会が立ち上がり、下郷サイクリング愛好会、実は平成30年度に既に発足しております、もその協議会のメンバーになっています。福島県のサポートをいただきながらの事業ですので、観光、地域振興のためにも町の絶大なる協力を期待したいものです。そこで、町長に次の2つを伺います。

1つ、この事業をきっかけに、町長はどのような成果を期待されていますか。また、県主催の事業ということからも、町としてどのような協力体制を考えておられるのかお

聞かせください。さらに、本町では5年間の総合計画で住みよいまち整備計画にサイクリングコースの整備検討を挙げております。そろそろ具体的な構想が出来上がりつつあるのではないかと思います。進捗状況を教えてください。

2つ目として、既に観光公社では3年前から年数回の1泊2日のサイクリング企画を商品化していますが、あつという間に募集定数が埋まってしまうという非常に人気ぶりと聞いております。レンタル自転車の要望が増えているそうです。今後、自転車購入やシェアリング導入等の支援についてどう考えているのか伺います。

続いて、教育長にお尋ねします。かつて文化庁へ歴史の道百選の追加登録に応募しようとしたが、町の文化財保護審議会から資料不十分ということで取り上げていただけなかった経緯があります。県の文化担当者も協力する約束をしていただいていたときに、非常に残念でした。ここ数年間の中で、審議会ではこの案件に対してどのような話し合いをされているのか伺います。

もう一つは、学識者を招いて、民間人と一緒になって会津中街道の調査を再開していただきたいと思いますが、町長のお考えを伺います。

大きな2つ目の柱です。町民の声を十分に踏まえた制度見直しについてであります。まちづくりに町民の声が多様なところに反映されている。いわゆる町が求めている協働のまちづくりの第一歩だと私は思います。役所の中では、届く声と届かない声があるかと思いますが、町民の目線に立って考えたとき、きっと多くの声が聞こえてくるはずで。そこで、制度の見直しという観点から3つ質問いたします。

1つ、子宝祝金の条例では、平成15年に条例の改正が行われていますが、そのときの内容変更のいきさつが分かれば教えてください。また、前回の質問で第1子、第2子にも祝金を支給すべきではないかという提案をしました。その後執行部としてどのような検討が行われ、現状維持に至ってきているのかお聞かせください。

また、2つ目として、今回近隣に第3子が出産されても祝金支給の該当から外れてしまいましたという方がいました。在住4年に満たないということです。総合計画にある子育てしやすいまちづくりと子宝祝金支給に何ら整合性が図られていないように思われるのですが、町長はどう捉えておられるか伺います。

最後に、近年施設設備の充実が図られてきたはずの総合運動公園でありながら、公園内での販売行為は使用の決まりがないので遠慮してくださいと非常に残念な回答が返ってきました。このたびのサイクルロゲイニングで外部から100人近いお客様が足を運んでくれる会場に、営利目的でもなく、郷土のお土産販売コーナーを設けることはお客さんへの便宜を図ってあげる最大のおもてなしだと思っていた矢先です。今までこのような相談依頼はなかったのか、室内はオーケー、しかし屋外はノーという根拠は何かを教えてください。

以上でございます。

半ばのところですが、学識者を招いて民間と一緒に会津中街道の調査を再開していただきたい。ここで「町長」のお考えを「教育長」からのお考えを伺いたいということに訂正いたします。失礼いたしました。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、玉川邦夫議員のご質問にお答えします。

1点目の観光・地域振興を図るサイクリングと街道ウォークについてでございますが、本町を舞台として100名もの参加者を予定しているサイクルロゲイニングの開催は、コロナ禍で疲弊している地域の活性化の助けになり、非常にありがたいものであると考えております。

1番の①番の県主催事業への町としての協力体制の考えについてですが、市もサイクリング愛好会からは南会津地方振興局主催によるサイクルロゲイニング事業を受託したので、下郷町内を会場に実施したい。その際には、公共施設の利用等について協力していただきたいとの依頼が町教育委員会にございました。また、本イベントの実施にしましては、県南会津地方振興局からの受託事業として南会津サイクルツーリズム協議会が実施する事業主体の構成員として運営実施する旨の説明があり、特に町への費用等への支援依頼はございませんが、町としましてはコロナ禍において、町の豊かな自然環境や様々な観光スポットや食材をPRする絶好の機会と捉えており、町の観光協会を通して、しもごろグッズなどのノベルティグッズを参加者の皆様へおもてなしとして提供したいと考えております。

一方、主催者の県南会津地方振興局では、委託事業として実施する内容で名義後援の依頼がございました。また、県からはしもごろ一の出演や椅子、テーブル、テント等、貸借の要望がございますので、現在担当課で調整しているところであります。また、こちらは開催済みでございますが、去る5月には観音沼森林公園を会場にキッズトレイルラン2022下郷大会が開催されたところであり、スポンサーも30社ほどの提供があったようでございます。いずれにしましても、多様な主催団体、民間団体事業者の皆様が本町の自然環境のよさを理解していただき、民間活力を通して町内をフィールドに様々なイベント、大会、催物を自主運営、開催していただくことは、町の魅力発信や関係人口の増加に大きく意義のあるものと考えております。今後ともぜひ多方面の皆様が本町を舞台にして開催していただくことが町の活性化にもつながるものと期待しておりますので、町として可能な支援はしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

サイクリングコースの整備検討についてでございますが、一般的に既存道路等を活用した自転車を走行するルートをサイクリングコースと呼ばれておりまして、議員おただしの町総合計画では、サイクリングコースなどを検討すると記載しており、平成29年度に作成した下郷サイクリングマップをベースとして、観光公社では様々なサイクリングコースを設定し、モニターツアーとしてサイクリングイベントを継続して実施しております。また、南会津地方広域市町村圏組合においても令和3年度に郡内4町村で会津高原サイクリングMAPを作成しておりまして、今後も既存の道路等を活用した魅力的なコースが設定できるよう支援してまいりたいと考えております。ご助言よろしく申し上げます。

続きまして、②番目のレンタル自転車に関してですが、現在会津下郷駅に3台用意されております。令和2年度からレンタルを開始しておりますが、利用件数につきましては令和2年度が5件、令和3年度が7件、令和4年度、9月15日現在が2件となっております。特にレンタル自転車の要望が増えているとの認識ではございませんでした。コロナ禍ということもあり、お客様の動きも少ない中でございまして、現状ではレンタル自転車に関しての支援は検討しておりませんが、議員おただしのサイクリング需要の高まりなどにより、民間レンタカー事業者などでは先に自転車とレンタカーをセットにしたレンタリースも開始されておりますので、今後の利用者の動向を見極めながら、観光公社としても情報を共有していきたいと考えております。

③番と④番については、教育長より答弁を申し上げますので、よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

教育委員会教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 6番、玉川邦夫議員のご質問にお答えいたします。

1点目の観光・地域振興を図るサイクリングと街道ウォークについての3番目と4番目のご質問についてお答えいたします。会津中街道、または松川街道に関するご質問かと思われますので、これまでの文化財保護審議会の審議経過及びその内容について初めにご説明申し上げます。平成27年12月15日に、町教育委員会として地元住民の方と共に野際地区内を踏査いたしました。街道の道型は確認できませんでした。

その後、平成28年4月27日に開催いたしました文化財保護審議会におきましても野際一里塚の現地調査を行っております。その中で、専門の先生方からは、通称松川通りに関する名称については、歴史的な文献や記録に基づき、その時代にどう呼ばれていたかで判断すべきで、正式な名称は会津中街道や松川街道ではなく、松川通りとすべきとのご意見をいただいております。しかし、新編会津風土記にも松川通りについての記載はなく、また野際一里塚についても現地を見ても不明な点が多くあるため、古絵図の年度を確認したり、あるいは古い地図を集め、比較したりと歴史的に価値のある文献や資料を収集し、その上、調査研究をするべきで、指定に関する時期については期限を決める必要はないという審議結果になっております。

さらに、平成29年2月24日に開催いたしました文化財保護審議会におきましても松川通りについての審議がなされております。いわゆる松川通りについては、松川から杉ノ沢一里塚につながるルートが不明である。時代が経過するうちに、枝道が出たものと考えられるため、どこがメインとなる通りかは断定できないとのご指摘をいただきました。道自体を文化財に指定する場合には、綿密な調査と整備がなければ指定はできないことから、本道、江戸時代に通っていた道の特定ができていないこと、さらには歴史的に価値のある文献や資料が乏しいことなどにより、文化財の指定、歴史の道への推薦を見送ったところでございます。

なお、平成29年4月21日には、福島県立博物館の主任学芸員、下野街道整備時の県の担当者でございます、に松川通りについての相談を行っております。その際、下野街道整備時には観音沼から南側については道型がある程度判別できるかと思われるが、北側

については難しいと。さらに、現在松川街道と記載されているような看板、これらが設置されているということは問題があるというようなご指摘をいただいたようであります。

なお、歴史の道百選に推薦する場合には、道型が残っている場所を確認し、地図に落として距離を正確に確定させる必要があるとのご意見もいただいております。このような状況から、町教育委員会といたしましては、新たな歴史的に価値のある文献や歴史的な資料等、道型を証明できる資料というものが出ない状況の下では調査の再開はもとより、文化財への指定、さらには歴史の道への推薦は難しいものと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、2番目につきまして、町長、星學君、答弁をお願いいたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 次に、大きな2点目の町民の声を十分に踏まえた制度見直しについてでございますが、まず子宝祝金の条例に関することですが、この条例は平成6年4月に施行されまして、その後平成15年に一部改正が行われております。この主な改正内容としては支給額を減額する内容でございまして、第3子には30万円を10万円、第4子は50万円を20万円、第5子は70万円を30万円にそれぞれ引き下げるというものであります。これが現在に至っております。改正に至るいきさつについては、平成15年当時、町内においても少子化が顕著となり、一部の限定的な保護者に手厚い予算を充てるよりも、限られた予算をもっと多くの子供たちへ還元していく必要があるのではないかという判断をしていました。このような条例改正を行った経緯がございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、令和2年6月の一般質問において、玉川議員より第2子から子宝祝金を支給してはどうかというご提案をいただきましたが、その後検討した内容についてご説明いたします。まず、現代の若者夫婦の家族形態を見てみますと、自分の両親と2世代同居で生活するというよりは、新たに自分たちの住宅を新築するなり、賃貸住宅を借りるなり、いわゆる核家族化が進んでいると思われまして。このため、既存の子育て支援策に加え、夫婦の新生活を支援する施策が必要ではないかという着地点に至りました。このため、令和3年度より新たに結婚新生活支援事業を創設しまして、結婚資金に不安を持つ未婚者への後押しを目的に、夫婦の新生活を最大30万円まで補助することとしておりますので、子宝祝金とはまた別な形で新たな施策を進めておりますので、ご理解をお願いいたします。

しかしながら、子宝祝金については、平成15年の制度改正以降、社会情勢は大きく変化してきていると考えております。また、子ども・子育て支援対策については、町の第6次総合計画のトップを飾る重点分野でございましてことから、今回のご提案を受け、令和5年度の予算編成に向けて今後前向きに検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、子育てしやすいまちづくりと子宝祝金支給の整合性について説明いたします。

条例の定めにより、子宝祝金の支給要件としては、「出生児が誕生後引き続き3か月以上本町に住所を有していること」、そして「出生児前に両親が引き続き本町に4年以上住所を有していること」の2点が定められているところでございます。この定めは、子宝祝金目当てに、ほんの一時期だけ下郷町に住所を置き、お金を受け取った後、すぐにまた次の市町村に転出してしまおうという、こういったケースを防ぐ意図を含んでおります。4年という少し長いような印象でもございますが、当初の制度設計では、3人目の子供が生まれる頃には少なくとも4年は下郷に住んでいるだろうという想定でございます。しかしながら、近年では先ほど申し上げましたように、若年夫婦の核家族化や転勤などの職業の多様化が進んでおりますので、時代背景に応じた形で総合計画との整合性を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

これ以外につきましては、教育長より答弁させます。

○議長（小玉智和君） 続きまして、教育委員会教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 次に、大きな2点目の町民の声を十分に踏まえた制度見直しについての3番目のご質問にお答えいたします。

初めに、10月16日に実施されますサイクルロゲイニング in 南会津事業につきましては、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、町の後援事業として下郷町を会場に開催を予定されており、地域の活性化につながるイベントとして、教育委員会としても期待をしているところでございます。その際、今年度の行事予定には入っていませんが、町の公共施設についてご協力いただきたいと、後日南会津地方振興局より依頼がございました。

ただ、利用するに当たっては、具体的な事業の内容やメイン会場の利用についての事前の協議がなく、教育委員会としましては、チラシや、さらにはしもごう広報紙に載った記事を見て初めて確認したところでございます。そのため、大川ふるさと公園をスタート、ゴールに実施するというチラシが配布された後になりましたが、急遽下郷サイクリング愛好会や南会津地方振興局と連絡を取り、総合政策課担当者も同席の上、会場の確保等について奔走したという経緯がございます。サイクリング開催日当日は、コミュニティセンターアリーナや多目的芝生広場においては、既に他利用団体の予約申込みが数件あり、そのため利用場所の制限あるいは安全対策や事故防止の観点からも、駐車場等の制限についてやむなくお願いしたところでございます。

なお、大川ふるさと公園の利用については、下郷町公園条例で設置目的や使用方法などについて定めております。その設置目的といたしまして、「町民の生活環境の向上とコミュニティ活性化及びスポーツ、レクリエーションの用に供するため、下郷町公園を設置する」と規定されており、この条例に基づき、施設の使用許可や利用制限について定めております。町民が利用する場合、営利的使用目的や野球場のナイター照明以外は公園内での使用料は発生しませんが、例えばコミュニティセンターアリーナの利用につきましては、時間区分や町民以外の利用制限、また非営利目的や営利的使用に関する使用料がそれぞれ定められております。しかし、屋外の施設に関しましては、非営利目的や営利的使用に関する基準がないため、下郷町公園条例に基づいた形として公園内で

の物品販売はお断りしていた経緯がございます。今回のケースにつきましても複数による団体間の調整が必要ということもあり、物品販売所の設置場所の設置は難しいと判断したものであります。

なお、その代替案としまして、教育委員会では町内の観光地や名所を巡るコースを設定していると主催者の南会津サイクルツーリズム協議会事務局に伺いましたので、観光地等でお土産を購入した際には、それらを事務局のほうでゴールのほうに持ってきていただいて、選手の方々がゴールしてからお土産等をまとめて参加者に配付するような方法も提案させていただいたところでもあります。

また、サイクリング大会以外にも、今までこのような相談依頼はなかったかというご質問についてですが、直近の例としまして、夜間のイベント開催に際し、会場の確保や飲食に関して事前の協議や相談がなく、急遽教育委員会から実行委員会へ連絡を取り、協議を進めたという事例がございます。ちょうど開催日の1か月前でしたので、事業所や関係機関との連絡調整を図りながら、イベント開催に向け、奔走したことも事実であります。今年度から年次計画の下、大川ふるさと公園内の整備を進めております。公共施設の利用につきましては、多くの町民の方が利用いただいている状況ですので、大きなイベントや大会等を企画する場合には、今後も関係課や教育委員会事務局と十分な事前協議をお願いしたいと考えております。

現在、コミュニティセンター、パークゴルフ場をはじめ、野球場やキャンプ場など町内外より多くの利用者をご利用いただいている施設となっております。利用者の用途も変化しつつあると思われまますので、施設利用の基準や料金の改正等について今後見直しを進めてまいりたいと考えております。今後とも施設利用に関しましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（小玉智和君） それでは、1つ目の①の質問について再質問はありますか。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） ありがとうございます。本当に回答が長く、なかなかメモが取れない。質問以上の回答というのか、情報までいただいて恐縮しておりますが、私の持ち時間、もう12分しかなくなってしまいました。

大きな1番目、実はサブタイトルとして私はサイクリングと街道をウォークを挙げたのですが、実はなぜこの質問をしたかということ、住民からの声の大きいわけですが、いわゆるこの文面にも書いてありましたけれども、下郷町を舞台にしたロングトレイルとか自転車、大変すばらしい企画なのです。全県あるいは全国からという視野で企画したもので、これは私たちこれから客を集めるというか、下郷町を訪ねてきてください、先ほどもありました観光の磨き上げという、1つばかり磨き上げようとしても無理なのです。いわゆる何かをセットにするというのを私たちは最近強く感じています。大内宿に来る、これもあります。塔のへつりもある、これは今までの従来の形ではありました。あるいは登山をする、日暮滝を見て下りてくるではなくて、でなくてでは失礼ですが、やっぱり大自然とプラスして文化施設、歴史施設があるのだと。それをセットで客を呼び込もうと、これは観光公社の渡部さんもよく言うことです。私

は賛同しているのですけれども、セットにすると。

そして、今求められているのは、歴史街道でなくてもいいです。非常に歴史があるのだと。名称は私は大松川通りとか、これはどうでもいいのです。そういう昔歩いた、間違いない歴史街道があるのだと、そういうところとセットでウオークしようやと、あるいは自転車で地域のよさがあるのだから、そこに今度体験するコースも入っています、チェックポイント。だから、そういう組合せで、これから下郷町を誘客しないと、どれ一つ磨き上げようといっても無理なのです。そんなふうな思いで、この1番目の質問というのはそういう思いがあるのだということをまず念頭に置きたいし、執行部、行政側も置いていただきたい。

その上で質問、1つは、この大きな大会、町も応援しましょうと。これはサイクリングのほうもそうです。観光のほうもみんなで応援あるいは個人的な方々も含めて、そこに町がどう関わるか、それは施設を有効に便宜を図ってあげましょう。あとは観光関係を、お土産を何とかどこかで即売してあげましょうと、そういった応援がなくてはならない。ここに挙げましたけれども、どんなことが応援として挙げられるか、回答にありました。テントとか、しもごろーのマスコット、縫いぐるみをぜひぜひお願いしたいのです。あとは私から、これは質問なのですけれども、町民への呼びかけ、防災下郷では可能なかどうか。何日にあるよと、自転車がいっぱい通ります、一声かけてねと、このぐらいできるかどうかお答えいただきたい。

それから、できれば職員の中で若い人はいっぱいいます。自転車はペアでないと駄目なのです。そういう参加してみて、ああ、この大会はここに問題があるなとか、下郷ではもっと欲しいなとか、こういう箇所がとか、何かそういう課題が皆さん行政側から出てくるようなことであれば、本当にお祭りで終わらないで今後の発展につながるかなと。ぜひ協力するとすればということで、今例として2つ挙げました。お土産コーナーについては教育委員会がありますので、後でちょっと質問させていただきます。

まず、その部分と、もう一つは、自転車の要望があんまり少ないデータを示しました。私は、先ほど言った視点からすると、そういうことではないのです。今観光公社のほうでいろいろイベントを組んでいます。ところが、「自転車はありますか」という問合せがいっぱいあるのです。ですから、そういうところで駅に3台ありますよと、PRがないのですから、駅に降りたって、ああ、ここに自転車あるのぐらいの話で、そういうお客さんはいないのです。これから自転車のイベントを成功させることによって、下郷を自転車で巡ろう、そういう下地ができてくる、そのステップです。そのとき自転車が何台ありますか、いや、3台ですねなんて。できれば今若い人たち、初めて自転車をアップダウンのあるところだったら、Eバイク、いわゆるアシストの自転車が欲しい。その辺を町長さんはどう考えていらっしゃるか。実は、町長さんと三、四年前お話しした経緯がある内容です。まず、この点でお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 一応6番、玉川邦夫君、質問は1番と2番と、こうやっておりますので、今は1番の件について質問でございますので、よろしくお願いたします。

なお、ただいま間もなく正午となりますが……

○6番（玉川邦夫君） 議長、1番、2番、関係しているのです。1番、2番というのはこの①、②という意味でしょう。それ一緒にさせてもらえないですか。いや、結構です。それは分けてもらっても。

○議長（小玉智和君） 分かりました。

それでは、ただいま間もなく正午になりますが、このまま会議を続行したいと思いません。よろしくご協力お願いいたします。

答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、玉川議員の再質問にお答えしたいと思えます。

下郷を会場としたサイクルロゲイニングについて、いろいろ開催していただいた事業はたくさんございますし、大変今回の事業もありがたいと思っています。また、そうした事業と組み合わせてセットにしてやっていただくということも参考になりました。大内宿、塔のへつり、様々な観音沼あるいは中山風穴等ございますが、そうした見学も含めた形の事業がサイクリングであり、ウォークであり、いっぱいあって必要かと思えます。これが観光客の入り込み数につながってくる、宿泊者につながってくると、こう考えております。

ましてや大自然、そして文化施設がたくさんあるわけですから、これをぜひ見学するなり、そうした文化財に触れながら、文化財のやっばりろくろを回すとかそういうものがございますので、そうした体験もしていただくということも必要ですし、大自然の牛乳のチーズづくりだとかも体験の事業としてやっていますし、もちろん魚つかみもそうです。そうしたことが必要であるかと思えますし、あと歴史街道については教育長からも答弁していただけますが、そうした自然を含んだウォークを歴史街道で実施するという事は、以前から下野街道のときもやっていますし、そうした事業がありますから、そうしたものをもう一度実施するという事も必要ではないかと思っております。いかにして観光施設を磨き上げるかは、やはりそうした大自然、文化施設なども利用しながらセットで事業を進めていくということが必要でないか。

また、イベントにつきましては、やはり町及び観光協会、各種団体と協力しないと、ヒルクライムの事業を考えていただければ、その事業としてやったのは本当に実行委員会開催は春の1月、2月頃から実行委員会を組織して実施して、そしてヒルクライムが事業化されていると。いかにそこが大切かということのを再認識して、我々は今後のそうしたイベント事業については臨みたいと、こう考えております。

また、施設の有効活用についても教育長から答弁させます。あらゆる応援が必要であろうかと思えますので、ぜひ相談していただいて、立派なイベントになるようご期待しております。

また、自転車の利用については、確かにそれは問合せがあらうかと思えますので、その辺は十分に観光公社なり、あるいは地域振興株式会社なりの協議もしながら、その需要があるならばぜひともそろえていきたいと考えております。その辺はご理解をしていただいて、やはりこれ一番管理が問題なのです。管理がしっかりしていなければ、この

事業は推進しません、進みません。こういうこともひとつ頭に入れていただいて、ぜひ実現していただければと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 間もなく時間となりますので、質疑者、答弁者ともに簡潔にまとめるよう、よろしくお願いします。

それでは、再質問ありませんか。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） あと2分です。簡潔に参ります。

いろいろあるのですけれども、1つ、これは歴史街道、最終的には教育長さん、来た早々に大変厳しいご質問をしたのですけれども、継続してほしいというのは、もう一度確認したいと思います。子供たちがつい先日、歴史街道に近いところを歩きました。「歴史街道なんだよ、ここ殿様通ったんだよ」と、その根拠はいろいろ聞くと、そこに当然道の跡はあるけれども、碑があったり、いろんな馬頭観音があったり、まさにそこは昔往来していた跡、駒返の坂みたいな碑もあったり、これは町でも建ててくれました。だから、あの辺は間違いなく歴史街道があるのです。それはもうご承知だと思うのです。だから、ぜひ諦めないで、これはお願いです。今後も審議会あるいは有識者を呼んで、もう少し調べよう。実は名前は挙げませんが、しっかり調べている人もいます。距離も測っています。一里塚だろうというところも2つ、3つ出ている。むしろ大峠から向こうの氏家から宇都宮のほうは百選に入れたのです。そのときに我々は私も参加して運動したけれども、そういうことで取り上げてもらえなかったという経緯がございます。ぜひそこを忘れないでほしい。

ごめんなさい、もう一ついいですか。

○議長（小玉智和君） はい。

○6番（玉川邦夫君） 4年間という、これは本当に3年何か月なのに祝金は駄目ですよと言われました。その方は、うちを建てるために他町村、お嫁さんのところに行っていた。もっと4年前に来ればもらえたのになという、そういうレベルです。ほかのところも全部調べました。後で質問もあるかもしれませんが、同じような。3子、3人目の子供からというのはほとんどない、みんな1人目。そして、あるところは、これが言いたかった。1年住んでいる人たちしか上げられませんよと言った。最後に、ただし7か月、では5か月後の1年たったら申請してくださいという、そういう条項が載っているところがあるのです。身近なところ。だから、思いやりというのを、子育てを大事にしなければならぬというのはそこにもろに現れている条例です。そこをちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（小玉智和君） 所定の時間を超えておりますが、この質問の答弁までを許可いたします。

それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 先ほどの子供支援の関係についてでございますが、1回目の答弁で申し

上げたとおり、今後の令和5年度の予算編成については十分考えていくということを答弁しました。子供支援については、平成15年度において金額を減額しているのです。そうしたときにも少子化、高齢化が進んでいる時代でありましたので、そんなときこうした子供支援について、やっぱりもう少し考えておくべきだったなということを私はつくづくこの質問内容からして考えておりました。ぜひともそうした子供支援について、遅れのないように措置していきたいと思えますし、その制度については、これは条例で決まっているわけですから、それは理解していただかないと、これは困りますので、そこだけご勘弁を願いたい。今現段階の中身では、そのように解釈していただくほかないのです。ぜひともこれからそうしたことのないようにするためにはどのようにするかということをご協力願いたいと思えます。

歴史街道については、野際から大峠まではちゃんと調べたやつがあるというようなこととございます。私も歩いて確認はしていますので、その辺は要するに専門家の先生にちゃんと報告をしていただいて、実際にこういうものですよということを町のほうに上げてもらう、私も確認していますから、それは分かります。ですから、そのような協議がなされるよう期待しております。

以上です。

○議長（小玉智和君） ありがとうございます。

6番、答弁漏れはありませんか。

○6番（玉川邦夫君） ありがとうございます。

○議長（小玉智和君） それでは、6番、玉川邦夫君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩いたします。再開は13時になりますので、よろしく願いいたします。（午後 0時08分）

○議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。（午後 1時00分）

次に、4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 4番、山名田久美子、質問書にのっって一般質問をさせていただきます。

1つ、防災の観点から。平成29年9月、平成30年6月、一般質問で町内小中学校への防災頭巾の備えについて質問いたしました。平成29年9月には、防災頭巾などの備えも検討、平成30年6月には防災頭巾の安全性テストでは、火の粉を防ぎ、軽量の落下物から頭部を守る点ではある程度効果がある。一方、衝撃吸収や防災の観点で安全ではない場合もある。そういう結果が示されている。しかし、人命保護最優先に検討を進めていくと答弁されました。その後、検討を加え、前進しているのでしょうか、教育長に伺います。

2点目、子育て世代の支援について。昨年度、下郷町の出生数は何名だったでしょうか。たしか15名と聞いております。今後もこのような状況が続けば、小学校の統廃合は避けられない状況にあるのではないのでしょうか。複式学級になっている学年、これから複式学級にならざるを得ない学年が出てくることは必至です。子育て世代が安心して子

供を産み育てる環境づくりが大事になってくることは言うまでもありません。保育料の2歳児以上の無償化、学校給食費の無償化などは充実してきていると思います。しかし、共働きの家庭が多い中、放課後児童クラブや長期休業中の学童保育はまだ不十分だと感じております。住宅、就業問題しかり、課題は山積みです。一つ一つ解決していくことが必要だと考えます。

そこで、子宝祝金について提案させていただきます。現在下郷町では第3子からの給付ですが、第1子から手厚い給付を行い、子育て世帯が安心して子供を産み育てる環境をつくっていくべきではないかと考えますが、町長の考えを伺います。

以上、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、先に教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 4番、山名田久美子議員の1点目のご質問にお答えいたします。

議員お話しのとおり、平成30年6月の議会におきまして、お話のとおり防災頭巾等につきまして、人命保護を最優先に検討を進めていくというように答弁されております。東日本大震災から11年と半年が過ぎております。震災後も火災だけでなく、全国的に地震や大雨などの自然災害が増えている現状でもあります。そのような中で、人命保護の観点から防災グッズも防災頭巾からキャップ型ヘルメット、折り畳み式ヘルメットなど多種多様なものが出ております。防災頭巾等におきましてもヘルメット部分をコンパクトに折り畳めるものや、水害に浮力補助ベストとなるものなどいろいろあるようでございます。町内の小中学校では、安全教育の一環として、毎年火災や地震を想定した避難訓練を実施しているところでございます。教育委員会といたしましても、防災教育の充実のため、学校長と共通理解を図りながら準備を進めてまいりました。防災ヘルメットの導入に際しましては、学校に配備する場合、すぐ取り出せるような場所の確保、さらにはランドセルに常時配置しておくことが可能かどうか、耐用年数やサイズの問題、それから児童生徒個人への配布などをどうするかなど、配備するに当たっては各学校と検討すべき課題もございます。いずれにいたしましても、学校現場での安心、安全な取組のためには、防災ヘルメットなどの防災グッズの導入は必要と考えております。児童生徒に防災意識を向上させるためにも、また子供たちの人命保護を最優先とした観点から、導入に向けて進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、町長、星學君。

○町長（星學君） 4番、山名田久美子議員のご質問にお答えします。

1点目の防災の観点からのご質問につきましては、ただいま教育長より答弁申し上げましたので、よろしくお願ひします。

大きな2点目の子育て世代の支援についてでございますが、ご質問をいただきましたとおり、令和3年度の出生届受付件数は15件でございました。この子供たちが、やがて3つの小学校にそれぞれ分かれて入学すれば、複式学級となる可能性は極めて高いと考えております。このため、学校の統廃合につきましては、過去にもご説明いただいているところですが、教育委員会部局と調整を図りながら、児童、保護者に寄り添った考え方を基本としながら、総合的かつ慎重に考えてまいります。

また、共働き家庭を対象とした平日の放課後子ども教室、長期休業中の児童クラブについては、核家族化に進む中で、ますますニーズが高まっている施策でございますが、この指導員となるスタッフは短時間または季節的な業務になりますので、人材確保という点で課題があるのが現状でございます。このため、いわゆる学童保育の充実化に向けては、保育所、学校、保護者代表、民生児童委員らで組織しております子ども・子育て会議において、さらに議論を深めてまいりたいと考えております。

次に、子宝祝金の拡充に向けたご提案でございますが、現在町では第3子に10万円、第4子20万円、第5子以降では30万円を支給しているところでございます。これは、平成15年の条例改正以降、現在まで継続しているものでございますが、子ども・子育て支援対策については、町の第6次総合計画のトップを飾る重点分野でございますから、令和5年度の予算編成に向けて、今後前向きに検討したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君） それでは、1つ目の質問について再質問はありますか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 1つ目についてお伺ひいたします。

防災頭巾というのと、どうしても布製というのを思い出してしまう。これは確かに火に弱いとか、いろいろあの当ても答弁されていたような気はします。ただ、今教育長もおっしゃったように、CMでもやっていますね、折り畳み式ヘルメットとか子供たちが出てやっているのですが、そういったものも出ておりますので、やはり防災に強い、そういったものを検討されているのだと思うのですけれども、例えばこれを導入するとなった場合、どういった経費、いわゆるヘルメット1個幾らなのか、次年度、もし予算を組んでいただければ、どういった形になるのか、その点もし分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（湯田嘉朗君） ただいまのご質問ですが、先ほども申し上げましたように、置く場所であったり、あるいは常時持ち運びできるような、ランドセルに入るようなサイズのものとかいろんなことがございます。ただ、今考えておりますのは折り畳みができるもの、そして首、頭巾と同じような形で物の落下とか、そういうものを防げるような、そういうものを考えておるのですが、大体1個5,000円ぐらいかなと、こんなふうを考えております。それらを基に、また先ほど申し上げましたように、学校長との協議等を踏まえながら、何とか予算化できればと、このように考えております。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） ありがとうございます。検討すべき課題は多々あると思っております。しかし、学校現場での安全、安心に取り組むための導入は必要というふうにお考えなのであれば、今の時期、来年度に向けて予算化するというのもあれば、やはりこの導入を進めていく方向で考えていただきたいということです。購入に係る経費、初年度はや

やはりこれ全員、小学生、中学生に貸与するか、上げるのかといったらいいのでしょうか、ということ考えたとしても、その辺はこれから検討されると思うのですが、初期投資はかなりかかると思います。

ただ、次年度以降は、その年入学する子供の分だけになりますので、やはり初年度は確かに経費はかかると思います。そういった予算を組んでいただくということは、やはり私たちも望んでいることです。それが駄目とは多分言えないと思うのです。子供の安全、安心をやはり父兄は学校に預けているわけですから、お願いしているわけですから。そういった中で、やっぱり安全であるということが最大限大切かと思っておりますので、ぜひ導入に向けて考えていただき、一歩前進していただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（小玉智和君） 教育長。

○教育長（湯田嘉朗君） 今お話しのとおりでございます。先ほど約5,000円程度かということでお話し申し上げました。現在の小学生、中学生、全員合計で280名になりますので、トータルで140万円ほど必要かと、こんなふうに考えております。今議員おっしゃるとおりでございますので、何とか予算化していきたいと、このように考えております。よろしくをお願いします。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

○4番（山名田久美子君） いえ、ありません。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） それでは、1つ目の質問を終わります。

それでは、2つ目の質問について再質問はありませんか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 2点目の子育て世代についてなのですが、小学校の統廃合、それから放課後子ども教室、児童クラブに関してまで答弁いただきありがとうございます。この件に関しては、私も簡単に結論の出ることだとは思っておりません。やはり児童、父兄、それから先生方含め、町も含め、議論を進めていくものだと思っておりますので、ただこれがどこまで話し合いが進められているのか、これ急に3校統合しましょうといっても、すぐにできるものではないのです。やっぱり1年、2年、下手すれば3年以上かかるかもしれません。そういったのが今現在の中でどういう形で、どこで討議をされているのか、またされていないのか、その点はどうでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1点目の答弁、2点目について、私は過去に5年間、教育委員会の学校教育係長という立場で仕事をさせていただきました。その当時思い出されることは、雑根分校や戸赤分校で、1人子供が入学するとなったときに、やはり保護者の意見を最大限尊重しなくてはならないということで、家庭に出向き、協議した結果、1対1の教育をしたことがございます。やはり保護者、家庭にとっては近くにある学校に行きたくて勉強させたいと。ましてや、冬期間など雪が降る季節になれば大変だというふうなことで1対1の教育をさせていただきました。もちろん小学1年生ですから、なかなか本人の意見ではなくて、あくまでも保護者の意見です。それを尊重して1対1の教育をさせてい

いただきました。

また、支援学級等においても、やはり1対1の教育をしたことがございます。ですから、教育は統合してやればいいということでもなくて、やはり保護者の意見を尊重し、地域の人たちの声も聞きながらやるべきだと私は考えておりますので、慎重な対応をしていきたい、こう考えております。

また、放課後子ども教室や児童クラブについては、指導員確保に難儀しております。どうしても短時間の労務で時間単給の金額がさほどでない状態の中でお願いしているわけですので、大変指導員の方には迷惑をおかけしていますけれども、これを引き続き実施していくためには待遇改善とか指導員の確保についてやっぱり十分考えていかななくてはならないと私は考えておりますので、ぜひ議員の皆様方のご協力もお願いし、指導員確保についてもご協力をお願いしたいと思います。いずれにしても、こうした今のこのような職業のあっせん、場所に書類を送っても、やはりなかなかその条件に合った人あるいは申込みがない、ハローワークで。そういう状況の時代になってしまいました。それにしても、やはりこういうクラブ、あるいは放課後子ども教室などは続けていかなくてはならないので、ぜひそうした待遇改善の面についても検討しなければならないと私は思っていますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

なお、複式学級については、加配の教諭を充てて、主要教科についてはそのような指導をしていくという方針には変わりはありませんので、その辺もご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 今後、継続して担当はされていくと思いますので、我々にぜひ目に見える形で検討していただき、表明していただきたいということです。

この件に関してはそれで終わりますが、子宝祝金につきまして質問させていただきます。国立社会保障・人口問題研究所というところがあるのだそうですけれども、出生動向基本調査というのが、昨年だったかあったようなのですが、これ未婚者のうち、将来結婚する意向のある人が希望する子供の数、男性で1.82人、女性で1.79人だそうです。ということは、これから産み育てる方が2人以上は要らないという考え方があるのかなと。これは、今回コロナの問題とかありまして、いろんな要因はあると思うのですが、やはり先行き不安を抱えている人が多いということなのではないのでしょうか。他町村でも、やはり第1子から給付しているところが数多く見られます。先ほど6番議員も質問されていました。年数の問題とかがあったりで受けられなかったということもあったようですけれども、今後前向きに検討されるのであれば、ぜひ第1子目から給付すべきだと考えます。

そしてまた、条例に関しても、やはりこの条例が今足かせになっている部分が結構出ているわけです。平成15年ですから、今平成だとしたら何年になりますか。もう令和なのです。もう15年以上たっているわけです。そういったときの条例はやはり見直していくべきではないかと考えておりますので、その点いかがでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長。

○町長（星學君） 議員のおただしの件についての学校の統廃合の関係あるいは放課後子ども教室あるいは児童クラブについてのご理解をいただいて、議員に話し合っていたきたいというようなことですので、ぜひあらゆる機会に、そうしたところで構成委員となっていて、発言をしていただくことが一番必要ではないかと思っておりますので、その辺は先ほど申しあげました子ども・子育て会議等においても十分に話し合っていたきたいと、こう思います。

次に、子育て支援についての再確認事項ですけれども、6番議員に説明申し上げたとおりでございますが、1人目から給付条例の見直しについては、見直しするには条例の改正が必要ですので、その辺は当然条例を改正して、給付事業について議員の皆さんに検討していただくということですので、そのときにはご理解いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） すみません、初歩的なことなのですけれども、この条例を例えば1人目から出してほしいという話があって、それはどこでどう審議をされて、町の中でこういう要望が出た、審議をします、条例として出しますといったときの流れというのは教えていただくことはできますか。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 予算編成のとき、またそれぞれの改正する場合の審議というものについては、町の企画推進会議に出してもらって検討して、そして担当課で、また係で検討していただいて、予算要求をするという順序になると思いますが、その辺ではそうした会議も含めて密にしながら決定するということになるかと思っておりますので、その辺について、あとは条例の改正になりますから、そのときには議会に出ると、提案できるという体制になるかと思っておりますが、順序としてはこういう順序かなと思っておりますけれども、そのように理解していただければと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） ありがとうございます。流れが分かりました。私たちもこういった要望というのは町民から話を聞くことも多いですし、そういった考えを町に伝えていくのが私たちの役目だと思っておりますので、やはりそういう切実な要望もあるということを含んで考えていただいて、次年度の予算要求のときに出てくることを楽しみにしております。

これで終わります。

- 議長（小玉智和君） 質問はいいですね、答弁は。
- 4番（山名田久美子君） 大丈夫です。
- 議長（小玉智和君） それでは、これで2番目の質問を終わります。
これで4番、山名田久美子君の一般質問を終わります。
これで一般質問を終わります。
-

日程の追加

- 議長（小玉智和君） お諮りします。
一般質問が本日で全部終了いたしましたので、明日9月21日を議案思考のため休会にしたいと思えます。この件につきましては、去る9月12日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。
よって、直ちに日程に追加し、議題にすることに決定いたしました。
追加議事日程を配付いたします。
- （資料配付）
- 議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。
-

追加日程第1 休会の件

- 議長（小玉智和君） これから追加日程第1、休会の件を議題といたします。
お諮りします。明日9月21日は議案思考のため休会にしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。
したがって、明日9月21日は休会とすることに決定いたしました。
以上で本日の日程は全部終了いたしました。
再開本会議の議案審議の日程は9月22日であります。
議事日程を配ります。
- （資料配付）
- 議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。
本日は、これにて散会といたします。
大変ご苦労さまでございました。（午後 1時30分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年9月20日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和4年第3回下郷町議会定例会会議録第3号

招集年月日	令和4年9月14日			
本会議の会期	令和4年9月14日から9月22日までの9日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和4年9月22日	午前10時00分	議長 小玉智和
	閉会	令和4年9月22日	午後1時41分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗	9番 湯 田 健二
	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和	
欠席議員	5番 星 昌彦			
会議録署名議員	1番 星 和志	3番 佐 藤 勤		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	参事兼総務課長 室 井 哲	総合政策課長 玉 川 武之	税務課長兼会計管理者 佐 藤 貴博
	町 民 課 長 只 浦 孝行	健康福祉課長 佐 藤 英勝	農 林 課 長 湯 田 英幸	建 設 課 長 猪 股 朋弘
	教育委員会教育長 湯 田 嘉朗	教 育 次 長 湯 田 浩光	代表監査委員 渡 部 正晴	農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 竹 浩二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長 荒 井 康貴	書 記 室 井 徳 人	書 記 芳 賀 沼 崇 正	
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和4年第3回下郷町議会定例会議事日程（第3号）

期日：令和4年9月22日（木）午前10時開議

開 議

- 日程第 1 報告第 3号 専決処分の報告について
(専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について)
- 日程第 2 報告第 4号 令和3年度下郷町健全化判断比率等について
- 日程第 3 議案第47号 令和3年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第48号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 5 議案第49号 雪寒建設機械購入契約について
- 日程第 6 議案第50号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第51号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第52号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第53号 令和4年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第54号 令和4年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 調査期限延期の件

散 会

閉 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

9月定例会も本日最終日であります。会議に当たりましては、慎重審議にてよろしく
お願いいたします。

開会に先立ち、教育次長より発言が求められておりますので、これを許可します。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） おはようございます。令和3年度事務報告書の学校教育に関する
事務につきまして、複数の訂正箇所がございました。訂正し、おわび申し上げます。
今後は、チェック体制を強化し、ミスがないよう努めてまいります。大変申し訳ござい
ませんでした。

○議長（小玉智和君） ただいまの出席議員は11名であります。

それでは、お知らせします。町執行部から議案に係る追加資料が提出され、また議会
からも委員会調査期限延長要求書の提出がありましたので、お手元に配付してあります。

ただいまの出席議員は11名であります。5番、星昌彦君から欠席する旨の届出があり
ました。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時0
0分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 報告第3号 専決処分の報告について

(専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について)

○議長（小玉智和君） 日程第1、報告第3号 専決処分の報告について（専決第8号 損
害賠償の額の決定及び和解について）の件を議題といたします。

職員に報告第3号を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長（小玉智和君） 本件について説明を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） おはようございます。報告第3号 専決処分の報告についてご
説明いたします。

専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解についてでございますが、議案書の1ペー
ジ及び2ページになります。専決処分の内容ですが、2ページになります。本件につき
ましては、本年3月24日に下郷町大字塩生字大石1131番地にて発生した公用車による自
動車事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定さ
れた事項について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会
に報告するものでございます。

内容でございますが、1の損害を賠償し、和解する相手方につきましては、記載の内
容をご確認いただきたいと思います。

2の損害賠償の額でございますが、過失割合について、相手方はゼロ%、町側が100%であるため、町側が対物損害額17万4,638円を負担したものでございます。

3の事故の状況でございますが、令和4年3月24日午後1時30分頃、下郷町大字塩生字大石1131番地の下郷町重機車庫敷地内において、車庫内から公用車をバックにて出庫させる際に、駐車してあった除雪オペレーター自家用車の左側前方に接触し、損害を与えたものです。

なお、本件につきましては、損害賠償額を先ほどの2で申し上げた額として、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求訴訟等を行わないことで相手方との協議が調いましたので、令和4年6月17日付で専決したものでございます。

このようなご報告になりましたこと、大変申し訳ございませんでした。今後におきましても事故防止に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで、報告第3号 専決処分の報告について（専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について）の件を終わります。

日程第2 報告第4号 令和3年度下郷町健全化判断比率等について

○議長（小玉智和君） 日程第2、報告第4号 令和3年度下郷町健全化判断比率等についての件を議題といたします。

職員に報告第4号を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本件について説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） おはようございます。ご説明を申し上げます。

議案書の3ページでございます。報告第4号 令和3年度下郷町健全化判断比率等についてでございますが、本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度本町の健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

4ページの表を御覧いただきまして、実質赤字比率であります。これは一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。令和3年度の一般会計等の実質収支額は3億3,902万5,000円の黒字決算となりましたので、同じく4ページの（2）、個別意見、①、実質赤字比率については、令和3年度の実質赤字比率は算

定されないとの意見をいただいております。

次に、連結実質赤字比率であります。これは全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。令和3年度の全会計の実質収支額は5億474万1,000円の黒字決算となりましたので、5ページの②、連結実質赤字比率については、令和3年度の連結実質赤字比率は算定されないとの意見をいただいております。

次に、実質公債費比率であります。これは一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございます。令和3年度の実質公債費比率は6.5%となっており、5ページの③、実質公債費比率については、早期健全化基準の25%と比較するとこれを下回っているとの意見をいただいております。

次に、将来負担比率であります。これは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。算定された将来負担額は50億3,920万4,000円、それに対する充当可能財源等は64億8,111万円でありましたことから、5ページの④、将来負担比率については、令和3年度の将来負担比率は算定されないとの意見をいただいております。

同じく5ページとなりますが、(3)の是正改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項はないとの意見をいただいたところであります。

次に、6ページを御覧ください。中段にあります表の資金不足比率であります。これは公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率でございます。(2)の個別意見では、①の簡易水道事業特別会計、②の農業集落排水事業特別会計ともに資金不足が発生しないため資金不足比率は算定されず、良好な状態にあると認められるとの意見をいただいております。(3)の是正改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項はないとの意見をいただいたところであります。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第4号 令和3年度下郷町健全化判断比率等についての件を終わります。

日程第3 議案第47号 令和3年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定 について

○議長（小玉智和君） 日程第3、議案第47号 令和3年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本件につきましては決算審査意見書が提出されておりますので、説

明を求めます。

代表監査委員、渡部正晴君。

○代表監査委員（渡部正晴君） 令和3年度下郷町歳入歳出決算等の審査についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和4年7月20日に審査に付された令和3年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算等を下郷町監査基準に準拠し審査した結果について、次のとおり意見書を提出しますということで、読み上げて報告に代えさせていただきます。

1 ページ、下郷町各会計決算審査意見書、1 番の審査の方針並びに2 の審査対象の会計、3 の審査の期間については読み上げを省略させていただきます。

2 ページを御覧ください。審査の結果、1、決算の概要でございます。（1）、歳入歳出の状況。令和3年度一般会計及び特別会計合計額の決算状況は、次の「表1 決算額の総額」、「表2 決算額の対前年度比」及び「表3 実質収支の状況」に示すとおり、総合計額は歳入で75億8,785万4,000円、括弧の中については以降省略させていただきます。歳出70億8,295万8,000円で、前年度決算額に比べ歳入は5億4,663万4,000円の減少、歳出も4億5,611万2,000円減少しており、歳入歳出差引き5億489万6,000円の剰余金が生じております。

なお、本年度の剰余金5億489万6,000円から繰越財源15万5,000円と前年度の実質剰余金5億8,758万9,000円を差し引いた単年度収支額は8,284万8,000円の赤字となっております。

表の中は省略いたします。

3 ページの（2）、一般会計の決算状況。令和3年度一般会計の歳入歳出決算額は、歳入55億2,325万3,000円、歳出51億8,407万3,000円で、歳入歳出差引き3億3,918万円の剰余金が生じております。

なお、本年度の剰余金3億3,918万円から繰越財源15万5,000円と前年度の実質剰余金4億3,056万1,000円を差し引いた単年度収支額は9,153万6,000円の赤字となっております。

次に、歳入歳出の各款別の状況は、次の「表4 歳入・歳出の款別状況」のとおりでございます。

右側の（イ）、歳入でございます。歳入決算額は55億2,325万3,000円で、前年度に比べ6億1,362万4,000円減少し、予算現額に対する執行率は95.6%となっております。前年度に比べ、町税は1,201万7,000円の減収となっております。繰入金や諸収入は減少したものの、財産収入が1億8,130万円の増加、地方交付税が2億3,031万2,000円増加し、経常収支比率が改善する一因となりました。国庫支出金は、住民税非課税世帯等特別給付金事業費補助金5,850万円や新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金3,314万5,000円は増加しましたが、特別定額給付金事業費補助金5億5,000万円の減少などにより、全体で7億8,258万4,000円の減少となりました。財産収入は、ふるさと市町村圏基金廃止に伴う返還金などにより1億8,130万円増加しております。町債につきまし

ては、緊急防災・減災事業債が5,170万円の減少など、全体で1億1,676万8,000円の減少となりました。

(ロ)、歳出でございます。歳出決算額は51億8,407万3,000円で、前年度に比べ5億1,441万4,000円の減少、予算現額に対する執行率は89.7%となっております。前年度に比べ、総務費は、ふるさと市町村圏基金廃止に伴うふるさと創生基金積立金、湯野上温泉駅前整備工事の増などにより4億772万1,000円の増加となりました。民生費は、特別定額給付金事業の減などにより4億9,523万8,000円の減少となりました。土木費は、橋梁補修工事や公営住宅建替工事の減などにより1億3,188万2,000円の減少、消防費は広域市町村圏組合負担金の減などにより8,842万9,000円の減少となりました。災害復旧費につきましては、災害復旧工事の減で1億3,721万8,000円の減少となっております。

(3)、特別会計の決算状況でございます。国民健康保険特別会計等5つの特別会計が設置されており、その決算総額は歳入で20億6,460万1,000円、歳出で18億9,888万5,000円で、特別会計全体を前年度と比較しますと、歳入が6,699万、ここで「千」と抜けておりますので、お入れください。6,699万円でございます。増加し、歳出が5,830万2,000円増加しております。

各特別会計の決算状況の概要は次のとおりでございます。①、国民健康保険特別会計。国民健康保険特別会計の決算状況は、次の「表5—1 国民健康保険特別会計の決算状況」のとおりであります。決算額は、歳入が前年度比3.7%、2,836万8,000円、歳出は4.4%、3,079万2,000円それぞれ増加しております。

また、この制度の加入者である被保険者数の推移は、次の「表5—2 国民健康保険被保険者数の推移」のとおりであります。令和3年度中は45人の減少となりました。

国民健康保険税収入の推移につきましては、次の「表5—3 国民健康保険税収入の状況」のとおりであります。令和3年度末の収入未済額は5,923万円となり、前年より534万3,000円改善されております。

②、後期高齢者医療特別会計。後期高齢者医療特別会計の決算状況は、次の「表5—4 今期高齢者医療特別会計の決算状況」のとおりでございます。

また、後期高齢者医療被保険者数の推移は、次の「表5—5 後期高齢者医療被保険者数の推移」のとおりでございます。令和3年度中は55人の減少となりました。

後期高齢者医療保険料収入の推移については、次の「表5—6 後期高齢者医療保険料収入の状況」のとおりでございます。

③、介護保険特別会計。介護保険特別会計の決算状況は、次の「表5—7 介護保険特別会計の決算状況」のとおりでございます。決算額は、歳入が前年度比2.0%、1,830万7,000円、歳出が1.4%、1,157万円それぞれ増加しております。

介護保険料収入の推移につきましては、次の「表5—8 介護保険料収入の状況」のとおりでございます。収入済額は1億4,919万3,000円、収納率は93.6%となりました。収入未済額は、昨年度より65万7,000円増加し、1,014万5,000円となっております。高齢化社会の進展に伴い、今後もサービスの利用増が見込まれますことから、収納率向上とともに計画的かつ安定的な財政運営に努められたいと存じます。

④、簡易水道事業特別会計。簡易水道事業特別会計の決算状況は、次の「表5—9 簡易水道事業特別会計の決算状況」のとおりでございます。決算額は、歳入が前年度比10.0%、2,003万2,000円、歳出が7.7%、1,537万5,000円それぞれ増加しております。

簡易水道使用料の収納状況につきましては、「表5—10 簡易水道使用料の収納状況」のとおりでございます。収入未済額は、現年分と滞納繰越分を合わせて7,279万6,000円となり、前年度に比較して241万1,000円減少しております。使用者負担の公平性を確保するためにも、さらなる徴収努力を望みたいと存じます。

簡易水道事業関係公債費の状況は、次の「表5—11 簡易水道事業関係公債費の状況」のとおりでございます。年度末における公債費残高は8億4,582万5,000円と、前年度より1億1,073万9,000円減少しました。

⑤、農業集落排水事業特別会計でございます。農業集落排水事業特別会計の決算状況は、次の「表5—12 農業集落排水事業特別会計の決算状況」のとおりでございます。決算額は、歳入歳出それぞれが前年度比2.1%、54万5,000円減少しております。

農業集落排水使用料の収納状況につきましては、「表5—13 農業集落排水使用料の収納状況」のとおりでございます。

農業集落排水事業関係公債費の状況につきましては、次の「表5—14 農業集落排水事業関係公債費の状況」のとおりでございます。年度末における公債費残高は4,949万8,000円と、前年度より480万8,000円減少しました。

次に、大きな2番、財政の運営状況でございます。財政運営の状況を示す基本的指標の一つであります経常一般財源の状況及び性質別決算額の状況並びに実質公債費比率の状況は次のとおりでございます。

(1)、経常一般財源の状況。令和3年度における経常一般財源の収入額は、次の「表6 経常一般財源の推移」に示すとおり総額32億7,998万円で、前年度よりも2億2,215万9,000円増収しております。

(2)、歳出の性質別状況でございます。歳出決算額を経費の性質別に区分しますと、次の「表7 性質別決算額の状況」のとおりであります。

性質別決算額の構成を見ますと、義務的経費が31.4%、投資的経費が13.6%、その他の経費が55.0%となっております。義務的経費の決算額は16億2,831万3,000円となり、前年度に比べ3,170万9,000円増加しております。主なものとしまして、人件費の決算額は3,591万3,000円増加しており、主な理由は、職員数の増及び選挙費の増などによるものであります。扶助費の決算額は、1,521万円の減の2億7,180万8,000円となっております。投資的経費の決算額は7億702万3,000円となり、前年度に比べ4億7,668万4,000円減少しております。主なものとしましては、普通建設事業費の決算額は3億3,946万6,000円の減となり、要因として橋梁補修工事や公営住宅建替工事の減によるものであります。その他の経費の決算額は28億4,873万7,000円となり、前年度に比べ6,943万9,000円減少しております。主なものとして、積立金が財政調整基金及びふるさと創生基金などへの積立て増により前年度に比べ4億5,418万円の増となり、補助費等では、特別定額給付金等の減により5億7,586万8,000円の減となっております。

次、(3)、実質公債費比率の状況でございます。実質公債費に関する状況は、次の「表8 最近5年間の実質公債費の状況」のとおりでございます。

令和3年度決算における実質公債費比率は6.5%となり、前年度に比較して0.1ポイント悪化しました。公債費の増大は財政硬直化の要因の一つであり、将来にわたる財政の健全化の確保に十分配慮し、今後とも起債導入には慎重な取組が望まれるということでございます。

以下、実質公債費比率等につきましては、説明読み上げを省略させていただきます。

14ページ、財産管理の状況でございます。下郷町公有財産、物品及び基金の状況は、適正に整備、管理されております。

令和3年度中の主な増減は次のとおりであります。

(1)、土地。普通財産、山林406平方メートルです。

(2)、基金運用状況。基金の決算時の現在高は、次の「表9—1 基金運用状況」のとおりでございます。

基金の総数は19であり、本年度の積立金は8億3,601万1,000円、取崩し額は3億6,996万1,000円、差引きで4億6,605万円の増加となり、令和3年度末現在高は30億2,301万1,000円となっております。また、財政調整基金の年度末残高の推移は、次の「表9—2 財政調整基金の推移」のとおりとなっております。本年度末の残高は15億1,763万1,000円となっております。

15ページ、(4)は、これ順番からいくと(3)でございますので、訂正願います。公金の保管状況でございます。公金は、次の金融機関に預け入れ、管理されていることを確認しました。内訳は、次の「表10 金融機関別内訳」のとおりでございます。

4、財政指標。財政状況を示す主な指標の推移は、次表のとおりでございます。各指数、比率については、読み上げを省略いたします。

16ページ、大きな5番、総括意見。①、令和3年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算額は、関係諸帳簿及び諸書類と合致しており、決算計数は正確であると確認しました。

②、歳計現金についても、関係諸帳簿、現金、預金等を照合した結果、誤りはありませんでした。

③、財産は関係諸帳簿及び証書類と符合しており、管理も良好なものと認められました。

④、歳入、歳出とも違法、不当なものは見当たりませんでした。

⑤、予算執行及び経理事務は適正に処理されております。

住宅の再入居について申し上げます。現入居者の新築住宅への優先入居は問題があると指摘してきたところでございますが、現在の下郷町町営住宅既存入居者の移転に伴う取扱要綱について、まだ見直しが行われていない状態であります。次の建て替えまでに作成すればよいという考えと思われませんが、時期的には今が作成の最良の時期ではないかと考えられますので、時期を逃さず作成されたいと思います。

国土調査についてでございます。国土調査は、前回の指摘で次の地区になかなか順番

が回ってこないと危惧されておりました。必ずしも順番を待つ必要もなく着手できることが分かりましたことから、今回担当係も新設され、期待されるところでございます。

基金の見直しについてでございます。基金については、昨年の改善計画で長期間活用実績がないものについては整理を検討するとされていましたが、いまだ改善には至っておりません。公共施設等の整備に係る基金の創設も併せ、引き続き見直しの検討をされたいと存じます。

町税等徴収対策連絡会議の開催について。今年度決算監査において簡易水道使用料の滞納繰越額が圧縮される等の改善が見られました。税務課においても努力の跡が見られますことから、さらなる改善をお願いしたいと存じます。

簡易水道使用料及び住宅使用料の累積滞納額については、今後他の町村の滞納状況を見比べながら検討されたいと思います。

また、債権管理条例の制定等も含め、町税等徴収対策連絡会議を開催し、町全体の債権管理に取り組んでいただきたいと存じます。

以上、町の活性化につきましては町民からも求められていると思われませんが、現在テレビ等で田舎暮らしが注目されている中、本町はほかに劣らない地理的条件を備えておりまして、町民一丸となってPRに努め、活性化につなげ、未来創生交流のまちを実現するため、第6次下郷町総合計画に定められた各種施策を推進し、住民福祉の向上と安全、安心な町づくりにより一層努力を期待するものでございます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。

なお、質疑に対する答弁は、決算を議会の認定に付するため、提出者である町長及び決算審査意見書を提出されました監査委員に対し求めるものでご了承願います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号 令和3年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

お諮りします。本決算を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第4 議案第48号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定

について

○議長（小玉智和君） 日程第4、議案第48号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本件について説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明を申し上げます。

議案書の8ページでございます。議案第48号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

追加でお配りをしております議案第48号資料に基づきご説明を申し上げます。新旧対照表を併せて御覧いただきまして、一部を改正する条例の概要であります。1、改正の目的につきましては記載のとおりであります。2行目、男性職員の育児参加や女性職員のさらなる活躍を目的として、非常勤を含めた職員が育児休業等を取得しやすい環境を整備するための制度改正が国家公務員について行われ、地方公務員についても同様の措置を講ずるため、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、令和4年10月1日施行の非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和などを行うものでございます。

2、改正の内容につきましては大きく3点ございます。まず、1点目でございますが、（1）、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和といたしまして、非常勤職員の子の出生後57日間以内の育児休業を取得する場合の要件を緩和するものであります。下の図を御覧いただきまして、現行では、1歳6か月に達する日までに引き続き採用され、または更新の見込みがあることが要件でございましたが、改正後は、取得要件の緩和で、子の出生の日から57日間の末日から6か月を経過する日までに引き続き採用され、または更新の見込みがあることが要件になってまいります。なお、この改正につきましては、新旧対照表の1ページ、第2条第3号アの（ア）の改正部分でございます。

資料の2ページでございます。次に、2点目となりますが、（2）、非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化としまして、子の1歳到達日以降、1歳から1歳6か月、1歳6か月から2歳における非常勤職員の育児休業に関して、夫婦交代での取得を各期間1回可能にするよう改正するものであります。①としまして、現行では、非常勤職員またはその配偶者の育児休業開始日は1歳及び1歳6か月到達日の翌日とされておりましたが、改正後は、この改正により、夫婦交代で柔軟に育児休業を取得することが可能となってまいります。また、②としまして、現行では、出生から57日以内、57日間超えから1歳、1歳から1歳6か月、1歳6か月から2歳の各期間1回まで取得可であったものが、改正後は、出生から57日以内、57日間超えから1歳は各期間2回まで取得可、1歳から1歳6か月、1歳6か月から2歳は各期間1回まで取得可となってまいります。下の図を御覧いただきまして、現行に対しまして、改正後、朱書きの部分が柔軟化される

こととなつてまいります。なお、この改正につきましては、新旧対照表の1ページ、第2条第3号イ、同じく新旧対照表の2ページ、第2条の3第3号、新旧対照表の3ページ、第2条の4の改正部分でございます。

資料の3ページでございます。続いて、3点目となりますが、(3)、育児休業の取得回数制限の緩和としまして、常勤職員が該当しますが、アとしまして、再度の育児休業取得に係る育児休業等計画書の申出に関しまして、育児休業の取得が原則2回まで可能となったことから、育児休業等計画書の申出は不要となり、条文を削除するものであります。下の図を御覧いただきまして、現行では、再度の育児休業をする場合は申出を行い、3か月の経過が必要であったものが、改正後は、育児休業が原則2回まで取得できることによって再度の育児休業取得に係る申出及び経過期間が不要となったことから、関係条文の整理を行うものであります。

次に、任期付職員についてであります。イとしまして、再度の育児休業取得に係る任期付職員の任期の更新等の取扱いに関しまして、引き続いての採用または更新による再度の育児休業について、非常勤職員と同様に任期付職員も含めて取り扱うよう改正するものでございますが、本町におきましては、現在、任期付職員の任用はございません。なお、これらの改正につきましては、新旧対照表4ページ、第3条第5号及び第3条第7号の改正部分でございます。

議案書の9ページにお戻りをいただきまして、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。今ほどご説明を申し上げましたとおり、法改正等に準じ所要の改正を行うもので、11ページとなりますが、附則、施行期日につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律と同じく令和4年10月1日から施行するものであります。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第49号 雪寒建設機械購入契約について

○議長（小玉智和君） 日程第5、議案第49号 雪寒建設機械購入契約についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 議案第49号 雪寒建設機械購入契約について説明させていただきます。

議案書の12ページになります。上程させていただきました雪寒建設機械購入契約につきましては、去る8月25日に5者による指名競争入札の結果、河沼郡会津坂下町大字宮古字村西26番地1、ロジスネクスト東北株式会社会津支店、支店長、齋藤将也が2,117万5,000円で落札いたしました。

車種につきましては、日立建機除雪ドーザ14トン級車輪式サイドスライドアングリングプラウつきでございます。こちらは、三ツ井、戸赤地区の通常除雪作業として貸付委託を実施しておりましたコベルコ建機除雪ドーザ13トン級の更新に伴う導入でございます。

コベルコ建機除雪ドーザにつきましては、平成16年度に購入しておりますが、令和元年度の除雪シーズン中になりますけれども、除雪の作業中にエンジンが破損いたしました。エンジン本体の破損ということで修繕が極めて困難でございまして、使用ができなくなりました。所有している機械の台数が減ることで除雪対応が難しくなることから、レンタル機械等を検討しておりましたけれども、令和2年6月に福島県からの車両譲渡について照会があり、要望しましたところ、決定を受けたので、令和2年度のシーズンからは譲渡を受けた除雪機械を代替として現在まで除雪作業を実施してまいりました。しかし、当該代替除雪車、譲渡いただきました機械につきましても、かなり古いものということでございまして、20年以上が経過していることから、経年劣化と昨年度のような降雪量の多さからも修繕には多額の費用がかかる状況にあることで今回の購入に至りました。なお、更新します期間につきましては、業者に貸付委託し、同じく三ツ井、戸赤地区町道の通常除雪作業に対応する予定でございます。

納入期限につきましては、6月定例会におきまして債務負担設定をさせていただいており、令和6年2月下旬となっております。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） ご質問させていただきます。

まず、応札者の5者ということでございますが、指名したのが5者で、応札したのが5者でいいかどうか。その応札しました5者の社名、まずお教えいただきたいと思えます。

それと、ロジスネクストというのは今まで実績があったのかどうか、初めて入札に参加するのかどうか、その辺も含めて。

それから、当初の予定価格は幾らだったのか。あと、落札率は幾らだったのか。

それから、次、納車が2月下旬ということでございますが、要するに2月下旬といえますとかなりまだ雪が降っていて、除雪体制に2月で間に合うかどうか。いろいろそれを受注生産でございますから、それまでに間に合わないのかどうか、もっと早めにできないのかどうか、お願いいたします。

また、前のコベルコのエンジン破損ということでございますが、県から譲渡された20年以上経過した機械は当年度もそれまでの間使うのかどうか。

以上、お伺いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいま、7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えいたします。

まず、指名の5者でございますが、コマツ福島会津支店さん、会津自動車工業株式会社さん、喜多方ブル自工株式会社さん、会津機械株式会社さんと、あと落札いたしましたロジスネクスト東北会津支店さんです。社名を今言ったところでロジスネクスト東北さんの話をさせていただくのですけれども、こちらの社名、社名が変わったということでもないのですけれども、前はユニキャリアという会社だったのですが、こちらが社名変更でロジスネクストということになっていますので、以前にも指名の実績はございません。

それと、応札につきましては、今ちょっと手元に資料を持ってきておりません。後ほどお答えさせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

あと、予定価格につきましても同様に、金額、今手元に入れていませんでしたので、これも併せて後でお答えさせていただきます。

あと、納入期限に関しましては、2月ということで、あくまでも期限でございますので、早め早めにその辺の調整はさせていただきたいなと思っています。なるべくですと、シーズン、結局今シーズンはちょっと無理なのですけれども、来シーズン、なるべく早いうちに入れてもらって、新しい機械での除雪を早めにさせていただきたいなとは思っております。ですので、それまで譲渡車両につきましては使用するような形を考えておりますが、あまりにもやっぱり古い機械でございますので、修繕等、ちょっとお金のほうかかるかなという感じでは捉えております。

すみません。落札率も先ほどの価格と併せて発表させていただきます。

では、以上になります。

○議長（小玉智和君） それでは、再質問ありますか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 5者指名で、ロジスネクストは社名変更ということで了解しました。

それから、応札したところが、要するに指名したのが5者で、応札が何者かはまた後で発表なのですけれども、辞退した会社はないのかどうか。多くの入札行為の中で、中には辞退なんていうこともあるのです。ですから、今回それがなかったのかどうか。

それから、納期限が2月末ということでございますが、要するにこれは国の補助事業でございますが、当初予算に計上しておりましたので、6月ですか、6月に補正を組んで上程しましたが、それをもっと早めに今まで、9月までできなかつたのか。ですから、早く発注行為をすれば12月に納車できるというようなこともあったので。雪寒機械というのは、やはり町民の生活の足の確保のために重要な一つの機械でございますので、その辺の対応が遅かったのかなと思っております。

あと、予定価格と落札率、後ほど詳しく教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

入札の辞退、これはございました。2者か3者だったかと思えます。2者でした。大変失礼しました。

発注時期につきましてということだったのですけれども、確かに6月に債務負担行為を議決いただきまして、その後9月までの定例会ということで、それまでにできなかつたのかといえば、することは可能だったのかなとは思いますが。確かに早くすれば早く発注行為ということになるかと思うのですけれども、当然その辺を踏まえた上で発注はさせていただいたところだったので、いずれにしても金額のほう、業者さんにも事前に話をしたというか、金額を話ししたのではなくて、納入に関する話を事前に伺っていたところがあったものですから、再度見積りのほうを取得いたしまして、それを元手に発注する内容を検討させていただいたところだったので、その辺にちょっと時間がかかっております。早めにやれば本当に先に納入が決まるのかなというところではあったのですが、債務負担行為を設定させていただいたときにもコロナですとか世界の経済状況ですとかというところがございまして、あのときについては実際にそこまでの、いつまでできますよという約束というか、その辺の話が各業者さんからも受けることができなかったものですから、なるべく早いときとは思ってはいたのですけれども、すみません、8月の発注ということで今回提案させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 7番、再々質問ありますか。ありませんか。

○7番（佐藤盛雄君） いいですね、議長。

○議長（小玉智和君） はい。

○7番（佐藤盛雄君） 今ほど指名入札で5者を指名したが、2者が参加しなかつた、応札しなかつたということでございます。要するに5者を指名して2者が応札しなかつた。要するに応札しないということは、今後やはりペナルティーとして、今後の入札行為に

は、指名に対するペナルティーを与えるべきだと私は思うのです。ですから、応札できない理由というのがきちんとした整合性があって、応札しても納品できないとか、何かそういう調査もしながら、やはりそれだけ指名したのに、入札参加指名願は当然出ているのです。それに基づいて入札指名をしたのですから、応札しないということはやはり町としてそれなりの措置は必要かなと。悪意を考えれば、応札しないことによって他の企業と裏で談合している可能性もあるのではないかというようなことも推測されるわけです。ですから、適正な入札行為、適切な落札価格というのの維持のためには5者による競争入札というのがやっぱり適切かと思うのですが、その辺の考え、もし町長がご意見ありましたら伺いたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、まず最初に町長から答弁もらいますか。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、佐藤盛雄議員に大切なご質問いただきました。どうしても最近、我々が事務を執っていた頃と比べると、辞退というのは多くなってきて、非常にこれ困ったなと私は思っているのですが、推測で物を言えないものですから、これは会社としての考え方があるでしょうから、その辺はちょっと私からは申し上げられませんが、指名参加願が出ている以上は、金額によっては2者あるいは3者、金額によっては5者という場合もありますので、その辺は間違いなく指名しているところでございますので、推測による判断は私は答弁いたしません。ご了解願います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、続いて建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） では、私のほうから再々質問のほうお答えさせていただきます。

辞退しましたということでお話しだったのですけれども、先ほど今町長のほうもおっしゃったとおり会社の方針等がございますと思います。ただ、要は価格が自社とのあれで合わなかったということで、恐らくその辺あまり金額が下げられないという言い方も変なんでしょうけれども、そこで金額を出せない、要は応札にしても結局は自分のところで落札ができるという考えに至らなかったということもあつたのかな、結局それはその本人というか、その会社さんのほうに特に問合せしたということもないのですけれども、見合った部分、自分ところで今回の入札に対して自分ところがそこに対応することが恐らくできないのではないかと、結局、期限とまでも言わないのですけれども、来年度まで含めて果たしてそこまでの納入が可能かどうかということも多分、いろんな条件を考えての対応だったのかなとは思っております。当然その工事、物品の納入に関してもそうなのですけれども、最近ですと工事に関しても、自分のところの指名で入れたとしても、その業者さんでうちはちょっとこれはできないよというのを判断された場合には当然、必ず皆さんが応札するというだけでもなく、うちは今回はちょっと、この指名していただいた仕事に関してはちょっとできませんという判断をされた場合には辞退ということも中にはございますので、辞退自体がペナルティーに値するのかなのか、当然入札指名参加という形では業者さんそれぞれ皆さん出されてはいるのですけれども、そ

のときそのときの状況におきまして業者さんのほう判断されているかと思えますから、一概にそれに対してのペナルティーを与えるというのはどうかなという形では思っております。もちろん指名委員会等で話することも大事なかなとは思っておりますけれども、今の段階、それに対してのすぐペナルティーという形で対応できるかどうかというのは当然いろんな文献等を見た上で判断するしかないのかなという感じでは思います。

私のほうから以上でございます。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありませんか。

（「答弁漏れじゃなくて、議長、ちょっと発言よろしいですか、今の課長の答弁に対して」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、認めます。

○7番（佐藤盛雄君） 要するにペナルティーを与えるかどうかで課長今判断できないということでございますが、やはり指名委員会で指名したけれども応札しなかったということで、入札当日に、5者指名したけれども、3者しか来なかった。2者が来るかどうか、結果的には来なかった。ですから、指名したのならば指名辞退届というのは出ているのかどうか。そして、指名辞退届が出れば、そこに適切な理由というのを添付した形で応札しないということがやはり今後大事だと思うのです。確かにいろんな諸条件で応札しなかったということも考えられます。これは、この機械だけではなくて、いろんな町の管財、物品の購入等においても同様なことがあると思うのですが、指名願を出している限りはそれに対して適切に応札するのがやはり私は筋だと思うのです。ですから、この金額で応札できなかったというのは、入札行為ですから、予定価格というのは、契約金額は出ていますけれども、予定価格というのはあくまでも設計、仕様に基づいて会社で積算して応札するわけですから、その金額が会社で想定した金額、町で想定した金額、オーバーしてもやはりオーバーした金額で札を入れるべきだと思うのです。その辺は今後指名委員会等で厳重に検討していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、建設課長、最終的に、いいですか。それでは、町長のほうから。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、佐藤盛雄議員、大変貴重な、貴重というか、大切な意見をいただきましてありがとうございます。雪寒機械の場合は5業者指名していますけれども、その5業者の取り扱っている機械もあるだろうし、取り扱っていない機械もあるだろうと私は考えております。それで、コロナ禍の入札ですので、郵送で……今回は役場でやっているのですが、普通郵送でコロナ禍の場合やっている場面はありますので、そうした場合も考えられます。ですから、これは推測ですので、そういう機械を取り扱っていないのか、実際は金額、予算額に合わないのかなんていうこともありますから、それは一概に言えるものではないし、ペナルティーというのは、あくまでもこれは確実にそういうものがあるというときにだけしか使えませんので、それはご了解いただかないとやっぱり業者さんに本当に迷惑かけてしまう場合もありますから、その辺は適切な執行を

してまいりたい、こう思いますので、ご了解願います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、7番、佐藤盛雄君、今町長答弁あったの、それでいいですか。

○7番（佐藤盛雄君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号 雪寒建設機械購入契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩いたします。再開は11時30分にいたします。（午前11時17分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午前11時30分）

建設課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 先ほどの7番、佐藤盛雄議員の質問に対して後ほどということでお答えしておりました件についてお答えさせていただきます。

まず、予定価格についてなのですが、こちらのほう町では公表としておりませんので、控えさせていただきたいなと思っております。ただ、その落札率につきましては約7割程度ということで、これも細かい数字を言ってしまうと逆算で出てしまいますから、一応約7割程度ということでお願いいたします。

以上です。

日程第 6 議案第50号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第3号）

日程第 7 議案第51号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 8 議案第52号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第 9 議案第53号 令和4年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第54号 令和4年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（小玉智和君） それでは、この際、日程第6、議案第50号 令和4年度下郷町一般

会計補正予算（第3号）から日程第10、議案第54号 令和4年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

議案第50号につきましては総務課長、室井哲君、議案第51号及び議案第52号につきましては町民課長、只浦孝行君、議案第53号につきましては健康福祉課長、佐藤英勝君、議案第54号につきましては建設課長、猪股朋弘君、順次説明を求めます。

それでは、総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明を申し上げます。

議案書の13ページでございます。議案第50号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第3号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,494万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億6,032万1,000円とするものであります。補正の概要でございますが、お配りをしております議案第50号資料、9月補正予算（概要）と書かれたものを併せて御覧をいただきまして、今補正につきましては、新型コロナウイルス感染症関連予算では、物価高騰対応緊急給付金事業や肥料高騰緊急対策事業、飼料高騰緊急対策事業など、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業や、オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保事業、また農林水産業費関連予算では産地生産基盤パワーアップ事業や地形図測量事業などに要する経費を計上するほか、令和3年度決算や普通交付税の本算定に伴い所要の補正を行うものであります。

それでは、主な補正について、歳出予算から款を追ってご説明申し上げます。22ページをお開きいただきまして、議会費でございますが、総額で3万4,000円を増額するもので、議会改革特別委員会の設置期間の延長に伴い、議員報酬及び期末手当につきまして、その所要額を補正するものであります。

総務費でございますが、総額で1,659万2,000円を増額するものであります。財産管理費では、下郷町森林組合が使用しておりました会津下郷駅前に所在する建物でございますが、その解体に要する経費、工事請負費172万7,000円を計上しております。当該建物につきましては、本町財産台帳上は未記載の物件でありましたが、旭田村、檜原村を所有者とする不動産登記が存すること、また下郷町森林組合はもとより関係者への確認を行った結果、町の所有物と認定し、その老朽化が著しいことから、今般解体するものであります。これに伴い、歳入では、これまでの経緯を踏まえ、下郷町森林組合からの建物解体工事協力金を13万5,000円計上しております。なお、この件に関しましては、8月24日開催の公有財産審議会にて調査、審議をお願いし、了承されておりますことを併せてご報告申し上げます。交通対策費では、会津、野岩、両鉄道に対する緊急支援金を合わせて245万5,000円計上しております。これは、コロナ禍において原油価格や物価の高騰による影響を受ける事業者の負担軽減を図るため、沿線自治体が基金拋出割合等に応じ支

援を行うもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする事業であります。諸費では、民生費、衛生費に係る国庫支出金等の精算に伴い、超過交付に係る償還金など、1,492万6,000円を計上しております。23ページにかけてとなりますが、ふるさと創生事業費では、在京下郷の集いの中止に伴い、関連経費、合わせて279万円を減額し、これに伴い、歳入では、ふるさと創生基金繰入金、在京下郷の集い参加料をそれぞれ減額しております。

同じく23ページ、民生費でございますが、総額で2,704万円を増額するものであります。社会福祉総務費では、物価高騰対応緊急給付金事業に要する経費、需用費、役務費、負担金、補助及び交付金、合わせて2,307万6,000円を計上しております。この事業は、コロナ禍において原油価格や物価の高騰に直面する生活者の負担軽減を図るもので、町内全世帯を対象に1世帯当たり1万円の給付を行うもので、一部県補助金を見込み、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする事業であります。

24ページをお開きいただきまして、老人福祉費では、介護保険特別会計予算の補正に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

老人福祉施設管理運営費では、老人福祉センターの男女浴室目隠しや、いきいきランド下郷の浄化槽内3基配管に係る施設修繕料、合わせて119万5,000円を追加で計上するものであります。

障害者等サービス費では、申請件数の増加に伴い、障害者自立支援医療給付費を374万円増額し、これに伴い、歳入では国庫負担金、県負担金をそれぞれ増額しております。

衛生費でございますが、総額で722万1,000円を増額するものであります。25ページにかけてとなりますが、予防費において、本年10月中旬からのオミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチンの接種開始を想定し、その体制確保に要する経費を計上するもので、これに伴い、歳入では国庫支出金を同額財源措置しております。

同じく25ページ、農林水産業費でございますが、総額で7,072万2,000円を増額するものであります。農業振興費では、肥料高騰緊急対策事業に要する経費、需用費、役務費、負担金、補助及び交付金の県事業、町事業、合わせて714万6,000円を計上しております。この事業は、コロナ禍における米価下落に加え、肥料価格高騰の影響を受けている生産者の負担軽減を図るものであります。県事業につきましては、水田において水稻または販売用転換作物を合計で3,000平方メートル以上作付している生産者を対象とし、この県事業に上乘せし、町事業としまして、水田において水稻または販売用転換作物を合計で1,000平方メートル以上作付している生産者や、畑地において販売用ソバを作付している認定農業者、集落営農組織を対象に支援を行うものであります。なお、これら事業の財源につきましては、県補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を措置しております。同じく農業振興費では、産地生産基盤パワーアップ事業補助金を4,665万円計上しております。この補助金は、国が指定する園芸作物の生産基盤拡大に対する事業に対し、対象事業費の2分の1を補助するもので、有限会社南会津高原ファームが取組主体となり、ブロッコリー育苗のためのパイプハウス等資材を購入し、地域内での作付面積の拡大を目指すものであります。なお、この事業の財源につきましては、

全額県補助金を措置しております。

畜産振興費では、飼料高騰緊急対策事業補助金を360万円計上しております。この補助金は、コロナ禍における飼料価格高騰の影響を受けている畜産農家の負担軽減を図るもので、配合飼料購入数量に応じ、1トン当たり5,000円の支援を行うものであります。なお、この事業の財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を措置しております。

農地費では、地形図測量業務委託料を1,217万6,000円計上しております。この事業は、大松川地区が現在取り組んでおります農地整備事業であります。調査地区の採択に向け必須となる地形図を航空測量等により作成するもので、今年度から原則市町村費で対応することとなったものであります。なお、この事業の財源につきましては、ふるさと水と土保全基金からの繰入金を措置しておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

国土調査費では、芦ノ原地区の一部再測量に要する経費など、手数料を110万5,000円増額するものであります。

26ページをお開きいただきまして、商工費でございますが、総額で550万円を増額するものであります。商工振興費では、新型コロナウイルス感染症対策地域振興プレミアム商品券発行補助金を630万円計上しております。これは、既決事業であります第1弾、第2弾に加え、第3弾分を追加発行することにより地域経済の循環を促すとともに、物価高騰等に直面する生活者の負担軽減を図るもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする事業であります。

土木費でございますが、総額で9,900万4,000円を増額するものであります。道路維持費では、除雪ドーザの維持管理に要する経費として、消耗品費を152万7,000円、修繕料を77万7,000円それぞれ増額するものであります。

橋梁維持費では、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の需要に備えるため、橋梁整備基金への積立金を9,670万円計上しております。

消防費でございますが、総額で99万9,000円を減額するもので、南会津地方広域市町村圏組合救急自動車更新事業に係る入札請け差により同組合負担金を減額するものであります。

27ページとなりますが、教育費でございますが、総額で176万4,000円を増額するものであります。事務局費では、高濃度PCB廃棄物の処分要する経費を97万8,000円計上し、小学校費の学校管理費及び中学校費の学校管理費で計上しております。需用費及び役務費につきましては、令和3年度に構築した校務支援システムであります。データセンターとの接続に要する経費をそれぞれ追加するものであります。なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため予備費を増額し、調整しておりますので、よろしく願いを申し上げます。

次に、歳入予算についてご説明を申し上げます。20ページにお戻りをいただきまして、地方交付税につきましては、本算定により、普通交付税を2億2,191万5,000円増額するものであります。

国庫支出金につきましては、衛生費でご説明を申しあげましたオミクロン株に対応した新型コロナワクチン接種に係る国庫負担金、国庫補助金の補正や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の補正など、総額で4,997万8,000円を増額するものであります。

21ページにかけてとなりますが、県支出金につきましては、農林水産業費でご説明を申しあげました産地生産基盤パワーアップ事業補助金を計上するなど、総額で5,225万4,000円を増額するものであります。

同じく21ページ、繰入金につきましては、同じく農林水産業費でご説明を申しあげました地形図測量業務委託料の補正に伴い、その財源としてふるさと水と土保全基金繰入金を措置するなど、総額で1,010万円を増額するものであります。

繰越金につきましては、令和3年度決算に伴う前年度繰越金の確定により1億942万5,000円を増額するものであります。

諸収入につきましては、農用地に係る利用権設定の満了日前にその契約の全部を解約するに至ったことに伴う返還金を66万円計上し、またふるさと創生事業費でご説明を申しあげました在京下郷の集いの中止に伴い、その参加料を85万円減額するなど、総額で5万5,000円を減額するものであります。

町債につきましては、普通交付税の本算定に伴い発行可能額が確定したことから、臨時財政対策債を867万3,000円減額するものであります。

次に、お配りしております資料につきまして、所管課長からご説明を申し上げます。

○議長（小玉智和君） 間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） 続きまして、議案第50号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第3号）のうち、物価高騰対応緊急給付金についてご説明をさせていただきます。

別紙の資料となります。議案第50号の上のほうに物価高騰対応緊急給付金というふうなことで記載のある資料と議案書23ページを併せて御覧いただきたいと思います。

まず、給付金の目的でございますが、近年の原油価格や物価高騰を受けまして、臨時的な措置として、町内全世帯に対して給付金を支給することにより、その影響を緩和することを目的としております。

次に、対象者でございますが、令和4年10月1日を基準日といたしまして、住民基本台帳に登録された世帯主の方を対象としており、対象者数につきましては2,200世帯を見込んでおります。支給金額につきましては、1世帯につき1万円を支給することとしております。

次に、今後のスケジュールになりますが、令和4年10月中旬に、全世帯に申請書のほうを発送させていただきまして、順次、申請書の提出があり次第、口座振込にて給付金を支給をさせていただきたいと考えております。申請期限につきましては、来年、令和5年の3月10日を予定としております。

以上、物価高騰対応緊急給付金についてご説明を申しあげました。よろしく願い

たします。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） それでは、私のほうから4点について説明させていただきます。

議案書の25ページを御覧ください。歳出項目におきまして、6款農林水産業費の農業費、農業振興費の中で補助金2つ上がっております。肥料高騰緊急対策事業補助金につきましても、あと産地生産基盤パワーアップ事業補助金、その次に4目畜産振興費、こちらにつきましてもは飼料高騰緊急対策事業補助金、そこからもう一つ続きまして、5目の農地費の地形図測量業務委託、この4項目についてご説明させていただきます。

関連性がございますので、初めに肥料高騰と飼料の高騰についての支援補助金について説明させていただきます。それでは、皆様のお手元にあります議案第50号資料としまして肥料高騰緊急対策事業から説明させていただきたいと思っております。関連性がございますので、まず県の事業についてご説明させていただきます。新型コロナウイルス感染拡大による米価下落に加え、ウクライナ情勢による世界経済の不安定化による肥料価格高騰の影響を受けている農家支援でございます。米価下落における稲作経営体、生産費高騰の影響が大きいことから、高騰した肥料費の一部について助成することで水稲及び転換した作物の再生産を支援する内容となっております。県のほうでは、水田において水稲または販売用転換作物を合計3,000平米以上作付している者に対しまして、水稲につきましてもは反当たり500円、水稲以外の販売作物につきましてもは反当たり1,500円の助成をする予定となっております。これを受けまして、町では農家負担軽減が薄いという考察をしまして、この県の政策に上乘せという形で今回提示をさせていただいております。なお、町特産である畑でのソバについてもプラスしまして、支援対象として加えるものいたします。内容としましては、水田において水稲または販売用転換作物を合計1,000平米以上作付している者に対して、畑におきましてもは、販売用ソバを作付している認定農業者及び集落営農組織に対して支援をするという内容となっております。水稲以外の販売作物、畑のソバ、それぞれ1,000円を上乘せして支給するものでございまして、今回480万2,000円の計上をいたしております。よろしくお願いいたします。

続きまして、関連性がございますので、飼料高騰緊急対策事業についてご説明させていただきます。資料につきましてもは、今説明した資料の裏面になります。畜産農家の中で、町で該当者が多い牛を例にとって、最初ちょっと口頭で説明させていただきます。畜産関係の飼料は、雑穀類でできた配合飼料と、あと生草、干し草、わら等による粗飼料という飼料の2種類に分けられております。今回町で提案するのは配合飼料のほうの助成支援についてということで資料を作成しておりますので、ご理解ください。その配合飼料におきましてもは、価格安定制度という保険制度がございます。こちらにも加味した上での積算となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料のほうを説明させていただきたいと思っております。先ほどと同様に県のほうから説明させていただきます。物価高騰等における配合飼料価格の高止まりの影響で、配合飼料価格安定制度に基づく補填金が減少傾向にあること、令和4年4月から生産者負担が引き上げられたため畜産経営が圧迫されていることから、生産者負担費等の一部

を支援するという内容でございます。こちらにつきましては、県は価格安定制度における、保険制度における負担金の助成としまして、トン当たり300円の助成ということを提案しております。これを受けまして、町のほうでは、先ほどの肥料と同様、軽減につながるという分析をいたしまして、そこに配合飼料の支援制度を実施するものいたします。町内で畜産を営んでいる生産者で、令和4年4月から令和5年3月までに配合飼料を購入した者、こちらは対象農家5経営体を見込んでおります。物価高騰が1年前の同月4月と比較しまして、先ほどちょっと触れました価格安定制度の補填金を加味した上でも1万円の農家負担が増えているということで、2分の1のトン当たり5,000円の計上を積算根拠といたしております。その内容を積算しました結果、今回の計上額であります360万円の計上額となっておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、産地生産基盤パワーアップ事業補助金について説明させていただきます。こちらにつきましては、先ほど総務課長から説明もありましたが、下郷町認定農業者となっております農業法人、南会津高原ファームがブロッコリーを主とした育苗施設を設置するに当たりまして、パイプハウスの資材購入費の補助金となっております。

それでは、資料の説明をいたします。事業の概要につきましては、収益力強化に取り組む産地に対し……ごめんなさい。両面ありましたので、こちらのほうの面を中心に説明させていただきます。よろしくお願いたします。概要につきましては、本事業は、収益力強化に取り組む産地に対して、農家の高性能設備の導入、栽培体系の転換等に対して総合的に支援を行うもの。地域の農業再生協議会等が作成した産地パワーアップ計画に応じた施設の導入等に係る経費の最大2分の1を補助するものでございます。対象設備に関しましては、今回は生産資材の導入という形になっております。事業の大まかな流れとしまして、計画書を作成した中で国に、こちらのほう、もう既に提出しているわけなのですが、こちらの計画書が承認され次第、交付申請を行う予定となっております。申請者は町となりまして、計画作成主体は町の再生協議会となっております。こちらの取組主体は、先ほど申しました南会津高原ファームが行うものとしております。今説明しました南会津高原ファームの現況につきましては、中段から下にあります、以下、有限会社南会津高原ファームの事業要望に関する情報等に記載されておりますので、御覧ください。要望の概要につきましても、最後に要望の内容という形で取りまとめておりますので、よろしくお願いたします。

最後になりましたが、委託料に計上してあります地形図の測量業務委託につきましてはご説明させていただきます。資料は、三つ折りにになりました資料でございます。大松川地区の圃場整備事業につきましては、令和元年度から取り組みまして、3年目の令和3年度に調査地区の採択を受けました。左下には、調査地区採択以降の事業スケジュールを年度ごとに県と町に分けて記載されております。4年度の町の業務につきましては、今回補正予算で計上しております地形図作成と換地等調整事業が上げられております。なお、歳入計上して記載してあります経営体育成促進換地等調整事業と今申し上げました換地等調整事業は同じ意味としてご理解ください。このまま予定どおり調査項目を消化したとしまして、スケジュールの内容のとおり運べば、国の工事への採択を受け、令

和7年度から工事実施となります。今回補正予算に計上させていただきました地形図作成につきましては、右側のページ中段に記載してあります事業費の負担割合、米印の2番で説明してありますが、今年度から町単独事業に変更となったための補正予算の計上であります。1,000分の1の地形図作成をする上で航空測量により実施する予定となっております。1,217万6,000円を計上しております。なお、予算計上が9月補正となりましたのは、6月下旬にこの内容を県の南会津農林事務所から示されまして今回の計上となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、町民課長、只浦孝行君。

○町民課長（只浦孝行君） それでは、議案書の28ページをお開きください。議案第51号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

事業勘定の歳入歳出予算の既決予算総額に歳入歳出それぞれ2,125万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億8,736万6,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、令和3年度の繰越金の確定に伴います補正となります。なお、歳出につきましては予備費での調整としておりますので、よろしく願いします。

34ページをお開き願います。それでは、まず歳入についてご説明いたします。6款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金、1節その他繰越金につきましては、前年度の繰越金が確定しましたことによりまして2,125万1,000円を増額するものでございます。

次に、35ページを御覧ください。歳出ですが、8款予備費、1項予備費、1目予備費で歳入と同様に2,125万1,000円を増額補正としております。

以上、議案第51号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明でございました。ご審議よろしく願いいたします。

続きまして、議案書の36ページをお開きください。議案第52号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万7,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,008万8,000円とするものでございます。

37ページから41ページまでは総括ですので、省略いたしまして、42ページをお開きください。こちらも国民健康保険特別会計補正予算と同様に、繰越金の確定に伴いまして補正となりました。また、歳出は後期高齢者医療広域連合納付費負担金での調整となっておりますので、よろしく願いします。

まず、歳入についてご説明いたします。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金ですが、29万7,000円を増額計上となります。歳入は以上でございます。

43ページ、歳出ですが、2款後期高齢者医療広域連合納付費、1項後期高齢者医療広域連合納付費、1目後期高齢者医療広域連合納付費、18節負担金、補助及び交付金でございますが、29万7,000円。こちらも同額の増額計上となっております。

以上、議案第52号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） それでは、議案書の44ページを御覧ください。議案第53号 令和4年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,745万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,328万円とするものでございます。

45ページから49ページまでは総括でございますので、省略をさせていただきます。

初めに、51ページを御覧いただきたいと思っております。歳出についてご説明を申し上げます。まず、1款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費につきましては、介護報酬改定に伴いますシステム改修委託料8万8,000円を増額計上するものでございます。

次に、1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定審査会共同設置負担金につきましては、前年度の審査件数確定に伴いまして、南会津地方広域市町村圏組合の認定審査会共同設置負担金120万円を減額計上するものでございます。

次に、4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費基金積立金につきましては、前年度決算額に伴う繰越金の確定によりまして、介護給付費基金積立金1,900万円を増額計上するものでございます。

次に、9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金につきましては、前年度の介護給付費等の確定に伴いまして、超過交付されました交付金を国及び県に返還する償還金1,486万1,000円を増額計上するものでございます。

続きまして、10款予備費につきましては、財源調整のため6,470万9,000円を増額計上するものでございます。

続きまして、ちょっとお戻りをいただきまして50ページをお開きいただきたいと思っております。歳入についてご説明を申し上げます。初めに、3款国庫支出金、2項国庫補助金、7目介護保険事業費補助金につきましては、先ほど歳出でご説明をいたしました介護報酬改定に伴いますシステム改修委託料への国庫補助金4万4,000円を増額計上するものでございます。

次に、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金につきましては、前年度の介護給付費等の確定に伴いまして、追加交付となる過年度分交付金56万1,000円を増額計上するものでございます。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金につきましては、先ほど歳出でご説明いたしました介護報酬改定に伴いますシステム改修委託料の町負担分となる繰入金4万4,000円を増額計上と、南会津地方広域市町村圏組合の認定審査会共同設置負担金に係る繰入金120万円を減額計上するものでございます。

次に、8款繰越金では、前年度繰越金の確定によりまして9,800万9,000円を増額計上するものでございます。

以上、議案第53号 令和4年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 続きまして、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） それでは、私のほうより議案第54号 令和4年度下郷町簡易水

道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

52ページをお開きください。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ615万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,497万9,000円とするものでございます。

次に、内訳でございますが、初めに歳入予算について説明申し上げます。58ページをお開きください。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金ですが、651万6,000円の増額補正でございます。

（「違う、数字が。615万……」の声あり）

○建設課長（猪股朋弘君） 失礼しました。651万6,000円の増額補正でございます。615万6,000円の増額補正。大変失礼しました。こちらにつきましては、前年度の繰越額が確定したことによるものでございます。

続きまして、歳出予算になります。59ページとなります。1目簡易水道費、10節需用費の修繕料のうち、施設修繕料におきまして487万2,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、統合日暮簡易水道第3配水池の流入電動弁修繕分と湯野上簡易水道仕切り弁修繕分にかかった費用として計上したものでございます。こちらにつきましては、当初予算計上時に予定していなかった修繕でございます。しかし、これ早急な対応が必要であることから、当初予算にて対応しておりました。しかしながら、費用も多額であることから、予算残額も少なくなり、今後の漏水等の緊急修繕等の対応が困難となるため、今回の補正として計上させていただきました。

続きまして、3款予備費、1項予備費、1目予備費でございます。歳入予算で計上いたしました繰越金615万6,000円のうち、先ほどの施設修繕料で計上いたしました487万2,000円を差し引いた128万4,000円を増額補正しております。

以上、議案第54号について説明いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 令和4年度の一般会計補正予算についてお伺いいたします。

まず初めに、歳入で地方交付税2億2,191万5,000円計上したということは、要するに財政法の中で地方交付税が確定して、9月に上げるべきだという、従来から主張しておりました。昨年までは12月までそれを確定しないでおいたということで、本年度は、まず総務課長、これ計上したということは、改善したということで、これは評価します。

それから、歳入のところで、20ページになりますが、物価高騰対応生活困窮世帯緊急補助事業ということで、県の支出金の中で対応生活困窮世帯ということで、前回も質問しましたが、要するに生活困窮者という根拠、県で想定している、これが全世帯となると、生活困窮者というのは全世帯が困窮者になるのかということで、それで町での支出行為は物価高騰対応緊急給付金ということで、これが正しいと思うのです。県の項目の設定というのはちょっといかなものかと思っておりますが、この辺は改善なかったかどうか。

それから、歳入の件、21ページ、今回、公有財産審議会の答申に基づきまして、森林

組合の以前使用しておりました建物、これを町の物品台帳に登録し、今回解体するということが決定したということですが、売った建物解体に対する協力金13万5,000円、この数字というのは何か根拠があるのかどうか。何で13万5,000円なのか、まずそれをお示しいただきたいと思います。

それと、歳出のところ、22ページに同じく工事請負費として172万7,000円計上しておりますが、更地にして地権者にお返しするということですが、あそこに隣接するところに町の観光看板が立っております。その看板はその地権者の所有地に立っていると思うのですが、その場合、あの観光看板というのは、地権者に返す場合に、要するにそれを解体してお返しするのか、それともそのまましておくのか。また、この観光看板が立っておりますが、地権者と賃貸契約となっているのかどうか。また、解体するとすればどのような手続、どういうスケジュールで考えているのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、24ページなのですけれども、社会福祉費の中の7目の障害者等サービス費で374万円ということ追加措置されておりますが、これだけ増額になった要因は何なのか、人数が増えたのか、その増額した要因は何なのかお伺いいたします。

それから、同じ24ページ、衛生費の中の予防費、委託料で622万1,000円計上しております。オミクロン株に対する新たな予防ワクチンがこれから接種されるということで、システムの改修委託費だと伺っておりますが、従来の今までのコロナに対するワクチン接種のシステム、これで対応できないのか。新たなシステム改修をしなければこれに対応できないのか。その対象になる住民というのは決まっております。過去にも実績があります。それを622万円という高額な金を出して改修しなければならないという、この辺がやっぱり我々としては、こんな高額な金額を投入して改修する必要性ってあるのかどうか、その辺の検証、従来のものでできないのかどうか、その辺やったのかどうか、またできないのかどうか、その辺をお伺いいたします。

それから、25ページ、肥料の高騰対策として、県と町で補助を決めております。これを見ますと、以前この肥料資材高騰に対する農業者の補助というのは必要だということでお話ししておりました。県が500円というのは、これは県議会でも問題になっております。だから、500円という根拠って何なのかということで、これは県の事業ですから、あれですけれども、県が3,000平米以上耕作者、それで町の上乗せが1,000平米以上耕作者に対して補助するということですが、だから、例えば5,000平米作付、県の補助は3,000平米以上ですから、該当するのは2,000平米なのか。ただ、町の場合は1,000平米ですから、5,000平米のうち1,000平米を除いた4,000平米に対応するのか。だから、県と町で面積要件が違っておりますから、その辺の対応をどういうふうで考えているのか、その辺がちょっと合点がいかなかったものですので、お伺いいたします。

それと、今回それが該当するものは今言った個人対応なのですが、集落営農組織にも先ほどの話では何か支給するというような話を聞いたような気がします。そして、支給対象者は、町民税の要するに未納者に対して以前やらなかった。今回はそういうものを、各種町民税の税金の未納者には支給しないというふうにするのかどうか。また、集落営

農関係では納税をしていないところがほとんどでございます。だから、納税していない団体には支給しないのかどうか。以前そうだったのですけれども、今回これどうするかをお伺いいたします。

それから、飛びますが、教育委員会関係、27ページの中のPCB廃棄処理委託料、これ以前から、要するに蛍光灯にあるコンデンサーに対するPCB使用、これを県では早めに処理しなさいということでございました。もう前から言ったやつ何で今まで放置したのか。もうとっくにそれはやらなければならない課題であったのですけれども、かなり遅かったのかどうか。それで、これを処理するのは期限が決められているのか。これを処理する場合の委託先というのはどういうところがあるのかお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

まず最初、それでは健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） ただいま7番、佐藤盛雄議員からいただきました質問のほうにお答えをさせていただきます。

まず、1点目ですが、物価高騰対応緊急給付金に関しまして、歳入、歳出のほうと名称がちょっと異なるというふうなお話、県のほうの歳入については生活困窮というふうな言葉が入っているというふうなご質問でございますが、あくまでも県のほうで補助金実施要綱、既に制定をされておまして、そちらのほうでは、高齢者のみの世帯、障害者世帯、独り親世帯にあって、市町村民税が非課税の世帯を対象としております。町のほうでは当然、目的でございます原油高騰、物価高騰というのは、困窮世帯だけでなく一般の世帯もある一定の影響を受けているというふうな考えから、全世界帯を対象に給付金を支給させていただくというふうな中身になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、2つ目のご質問ございました、議案書の24ページ、3款民生費、1項社会福祉費、7目障害者等サービス費にございます障害者自立支援医療給付費というものになります。いわゆる更生医療というものになります。こちらにつきましては、障害のある方がその障害を除去、軽減しようとする際にかかる医療費を除いた分に対しまして公費の負担をさせていただくというふうな事業の中身になっております。今回金額が増えている理由になりますが、お二人の方が新規にその対象となりまして、お一人の方が腎移植、腎臓の移植になります。もう一人が、人工透析の造設の手術をされた方がお一人いらっしゃいまして、その方たち、当初の予定よりもはるかに金額が、予算を上回る想定がされておりましたものですから、今回の補正となった流れになっております。

3点目になります。同じ議案書24ページにございます4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費になりますが、12節の委託料になります。計上してございます622万1,000円につきましては、システム改修委託料だけでなく、ほとんど大部分が2段目でございます新型コロナウイルスワクチン接種委託料という部分。こちらは接種に関する手数料、医療機関に支払われるものですが、ほとんどをこれが占めております。1段目のシステ

ム改修委託料と3段目のコロナワクチン接種アウトソーシング業務委託料につきましては、こちらは合計して100万円ほどになりまして、こちらは下郷町とベンダー契約を結んでおられますTKCさんのほうと契約を結ぶ予定としておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君）　続きまして、総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君）　7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

私からは、議案書の21ページ、雑入の建物解体工事協力金13万5,000円、これについてお答えを申し上げます。先ほど私、説明の中では、これまでの経緯を踏まえ、下郷町森林組合からの建物解体工事協力金を13万5,000円計上しておりますということでご説明を申し上げましたが、この13万5,000円の根拠についてでございますけれども、これにつきましては、普通財産貸付料算定に関する規定というものがございまして、そちらで算出した場合、年額で2万7,064円、これの5年分ということで13万5,320円ということでございましたので、今回は13万5,000円を雑入で計上させていただいたところでございます。この件につきましては、先ほど申し上げましたとおり、森林組合さんのほうともいろいろ調査、協議させていただきました。その中で、森林組合さんからも建物の解体につきましてはご協力をいただけるということでお話をいただいております。その中で、今ほど議員さんからお尋ねがありましたとおり、その協力金幾らにするかということ町の方でもいろいろ考えましたが、こちらにつきましては町の顧問弁護士、法律の専門家等にもいろいろご相談申し上げましたが、こちらは5年間という時効、その期間を考慮しまして5年間とすることが適当ではないのかというようなことで、年額に対する5年間分、13万5,000円を今回計上させていただいたところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君）　それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君）　7番、佐藤盛雄議員の下郷駅前の観光看板についてということでご質問ございましたが、今ちょっと手元に、町なのか、もしくは公社なのか、また観光協会もございますので、所有がはっきりちょっと手元に資料なくて分かりません。鉄道もあるかもしれません。ただ、今思いますと、ちょっと内容的にも古くもなっていますし、そもそも年数がかなりたっているのかなという感じもいたしますので、まず所有のほうをちょっと確認しまして、その後、景観上どのような対応が一番いいのかどうかも含めて進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。すみません。よろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君）　それでは、続きまして農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君）　ただいま7番、佐藤盛雄議員の質問にお答えいたします。

2点あったと思われませんが、1点目、例えば肥料高騰緊急対策事業におきまして、5,000平米、5反歩の農家さんがいた場合の考え方というお話についてでございますが、まず県のほうも町のほうも、対象者とする者はそれぞれ3,000平米以上、1,000平米以上を作っている農家さんが対象となります。算出する場合におきましては、3,000平米、

1,000平米を超えた分ではありません。対象となればその5反歩、5,000平米を対象としますが、ただし、先ほど概要の説明でしたので、そこまで説明はしませんでしたけれども、積算するに当たって、水稻の作付のみ自家消費分として1反歩を差し引かせていただいで算出しますということで積算をする予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、税の関係の要件につきましては、滞納と、あと法人関係のご質問があったかと思われますが、昨年度の支援策の中で出てまいりましたことを検証しまして、同様の対応とさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君） 続きまして、教育委員会教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えいたします。

PCBの処分につきましては、初めに遅れた理由といたしましては、毎年、財政的な面もあり、計画的には進めておりましたが、初めに取にかかると時期がやはり遅れてきたのが原因かなとは認識しております。現在も江川小や下郷中学校、あるいは中学校のナイター照明のキュービクル修繕におきましてコンデンサー内のPCBの調査を進めているところでございます。したがって、今年度中にはPCBについては全て完了するような見込みでございます。この処理の期限につきましては、まず高濃度の処分期限につきましては令和5年3月31日まで、それから低濃度、こちらにつきましては令和9年の3月31日までとなっております。処理する業者につきましては、こちらのほうはもう定められておまして、中間貯蔵・環境安全事業株式会社というところで処理するというふうなことで法的に決められております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 再質問いたします。

システム改修委託料、トータルで載っていましたが、やはりここに、説明欄にシステム改修費は幾ら、そして接種の委託料を幾らというふうに、ほかは記載されているのです。こういう記載をしないとやはり分かりづらいためです、丁寧な説明をしていただくには、こういうところにきちっとやっぱり記載してもらいたいというのには必要かなと思うのですが、今後こういったものに対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

あと、肥料等の高騰対策で、町税の未納者には支払わないと、昨年と同様ということですが、あと集落営農組織あるいは団体組織等も納税の実績のないところは払わない。要するに納税の町税払っていないですね。申告していないです、多分。多いと思うのです。だけれども、やはり肥料資材高騰というのはそういう団体もかなり影響あるのです。ですから、やはり今回の、今国でも補正でこれからの肥料対策検討中ですが、今後も含めてやはり集落営農組織とかそういう団体も該当させてもらわないと、特例措置というのは、これあるのかどうか、補助金要綱の中に詳しくあると思うのですが、やはり今回の肥料資材の高騰というのはもう半端な金額ではないのです。だから、軽微な値上げなら目もつづれるのですけれども、今回は、私もそういった関係で

仕事をしておりますが、これだけ資材肥料が上がると今後の営農に対する意欲が物すごく減退してしまう。ですから、次年度以降に営農を継続してやっていきたいという希望を持たせるには、そういった団体もやっぱり補助対象に含めていただきたいのです。その辺は町長はじめ町の担当者に熟慮していただきたいと思います。

あと、森林組合からのトクノウ寄附、これは了解しましたが、森林組合も従来の赤字体質から、職員等のご努力により、やっと経常収支で黒字経営になったということは、森林組合の組合長を含め役職員のご努力のたまものと思っております。今まで賃貸料を取っていなかった。今回解体することで出てきて、時効コウソが消滅していない5年分だけ取るということですが、やはり町の補助金団体であり、従来から赤字体質というのだから、たとえ13万5,000円でも、今回はやっぱり無料にしていきたい。こういうことで積算して、年間幾ら、5年分だから13万5,000円になりますけれども、これはやっぱり私は免除措置をするべきだったのかというふうに思っております。予算計上したから、これ予算修正しない限り駄目なのですけれども、やっぱりそういうところも配慮してほしかったなと思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

それでは、健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） 先ほどの7番、佐藤盛雄議員からの再質問のシステム改修に関する部分ですが、申し訳ございません、議案書あるいは予算書の記載の方法に関しましては、我々のほうだけでなく、以前のお話ですと、委託料ですとか工事費なんかは金額を掲載されますと予定価格等が推察されるというふうな理由から記載をされていないというふうなこともちょっと聞いたこともございますので、総務課あるいは関係部署のほうと協議をいたしまして、対応のほうを協議させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） 先ほどの7番、佐藤盛雄議員の質問に対してでございますが、今回の農家支援策につきましてもコロナの経済対策として数年前から実施しております中の一項目として実施させていただいている経緯がございます。今まで、先ほどの税に関しましては一貫した対応ということで取ってまいりましたので、その辺の事情を検討しながら、なおプラス税のことがございますので、税務課とも連携を取りながら、今後検討してまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） それでは、7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えをいたします。

森林組合の解体に係る協力金の関係についてでございますが、これにつきましてはこれまでの経過を踏まえということでございましたが、森林組合さんのほうでも過去にあの建物を使用していた経過があることから、今回その所有権を町のものであるというふ

うに認定し、そして町が事業主体となりその建物を、老朽化が著しいことから、解体するというような事業でございますので、森林組合さんのほうでもその経緯を踏まえて協力いただけるというようなお話でございました。その協力するに当たって、その金額でございますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、それを例えば10万円にするのか、50万円にするのか、100万円にするのか、その辺の考え方につきまして、これは何か根拠がないとその金額を設定できないということで、普通貸付料の算定に関する規定に基づきまして年間の貸付料を算定し、それを何年分森林組合さんのほうにご協力いただくのかということにつきましては、これは時効期間である5年とすることがよろしいのではないかというような、先ほど申し上げましたとおり、その間法律の専門家のほうにも町のほうとしてもいろいろご相談を申しあげましたが、そのような結論に町として至ったことから、今回この額を計上させていただいたところでございますので、議員からお話ありましたが、森林組合さんのほうに過度な負担を求めるものではないというような認識の下で町のほうは今回計上させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、再々質問ありますか。

○7番（佐藤盛雄君） ありません。

○議長（小玉智和君） それでは、7番、佐藤盛雄議員の質問を終わります。

8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 二、三点質問したいと思います。

産地生産基盤パワーアップ事業補助金、これを見ますと町が申請者で、取組主体が南会津高原ファーム。ブロッコリーを作っていたのですけれども、昨年、一昨年ってブロッコリーを作ったところ町にありましたっけ。この会社。その前は非常にジイゴ坂にたくさん作っていました。その後、作らなくて原町のほうに行ってしまったのです、一回。やるのはよろしいでしょうけれども、これブロッコリー、リオン・ドール、ヨークベニマル、私よく見ます。でも、それは下郷で作っているものではないと私は見ているのです。正直言って。どこにも圃場がないのです。こんなことを言ったら大変失礼になるけれども、ある面では補助金狙いではないかと言う人もいるのです。これどうなのですか。これ何千万円も、4,650万円も出すわけですから、これ何年間やらなければならないということないのですか。でっかいハウス、50メートルのがもう、大体30間くらいのを造るわけですから。多分場所は私知っています。前ブロッコリーを作って、今作っていません。猿楽台地の入り口の手前のほうです。ほとんど荒れっ放しで、この頃よく、こういう目的があるから、ちょっと手入れしたりしていますけれども、下郷で多分作っているところないです。それで、これこの業者と地権者が何人か、地代がもらえないと、小作料もらえない、もらえるってやったこともあるのです。だから、やってもらうのは大いに結構ですけれども、何年やるのか、これ。実態が分からないです。

それと、あとは配合飼料ですか、これ144トンと書いてありますけれども、これ牛1頭1年間何トン食うのですか。それ何頭牛がいるのか。酪農家が何軒で、何頭で、1頭当

たりは何ぼで、年間何トンだという根拠がありますか。あんまり食べない牛も食べる牛もあるでしょうけれども、その根拠を分かったら教えてください。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいま8番、湯田純朗議員の質問に回答いたします。

まず、南会津高原ファームの現況についてなのですが、今年度町内での実施につきましては、聞き取りであります。枝豆を十文字に4反、トウモロコシを音金に4反、ニンジンも十文字落合に1町歩作ったという形で報告を受けております。ただ、この内容につきましては、ご存じの方もいるかと思うのですが、労働者の中でコロナ感染をいたしてしまったようで、一部思いどおり進まなかったところがありますという報告を受けております。こちらの中身につきましては、議員がおたのしみとおとり、ブロッコリーは今年度町では作付はされませんでした。先ほど話にも出ましたが、浜通り方部にも圃場を持っておりまして、そちらのほうでは作付をしているという中身になっております。あとは、関連企業であります宝農産という企業が中通り、白河方部にもありまして、そちらのほうとも連携を取りながら作付を展開しているようでございます。

町のほうで何年間見なければいけないのだというお話でございまして、今回パイプハウスが対象となっております。こちらの方の減価償却期間を確認しますと、基本的に10年という形になっておりますので、10年という回答になるかと思っております。

最後に、配合飼料の牛1頭当たりどのぐらいの消費がされるのかどうかという中身についてでございまして、こちらにつきましては、この配合飼料の中身について、毎年、年度当初に各業者さんが配合飼料の契約行為を行っております。1頭当たりの消費量を換算したのではなくて、4月時の当初の計画に基づいて算出をしておりますので、1頭当たりの消費量等については今回確認しておりません。この契約に基づいた積算を実施したという中身でございまして、ご了解願います。

○議長（小玉智和君） それでは、再質問ありますか。

8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） ハウスですか、これ関係、10年で四千何百万円ですね。これ果たして本当にやるのかどうか。今までですとヨークでもリオン・ドールでもあるのです、南会津高原ファームという名前が。白河から持ってきたという話もあるのです、それは。それはどちらでも構いませんけれども、そういうような大金をつぎ込むのですから、やっぱりしっかりと物を見て、やるなとは言いませんけれども、よく見ないといけないのではないかなというふうに。うのみしては。

それから、牛1頭どれくらいかが分からないということですが、契約だと。契約は、1年は12か月だけれども、13か月、14か月分を契約としているかもしれませんよ。そういう分からないです、多分。僕だったら、個人的に金を払うときはちゃんとしっかり調べて払いますから。何頭だって、実際に10頭、20頭いても、25頭にまで、1年半分も購入するということがあるわけでしょう。なきにしも。そういうことを調べないで、ただ契約したトン数で補助金だということも、ちょっとこれ軽々過ぎるのではないですか。

私はそう思います。やっぱりちゃんとしっかりした根拠をもらわないと、ただうのみにして、作文書いたのを見せられてやっていたのではやっぱり駄目ではないかなと私は思うのです。いかがでしょうか。それだけお答えください。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

配合飼料の契約につきましては、先ほども申しましたとおり、年度当初に契約を結びまして、年度単位で結んでいるのが現状でございます。それで、実際のところ、トン数に関しましては当初の契約が最低ラインで、そこからプラスアルファが出るというふうに話を聞いております。今回対象にするものは当初の量であります契約トン数を対象とするのみで、生産におけるプラスの増加分は検討の中に入れておりません。内容としましては、全部を対象としようとするすと年度内での精算というのが、コロナの交付金事業の対象となり得る範囲内でございますので、そこまでちょっと見れないというのが現状でございます。ですから、積算根拠と、あと考え方につきましては年度当初の契約トン数を基に算出という形になっておりますので、ご了承願います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再々質問ありますか。

8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 最後になりますけれども、例えば私がうちを直すときに、自前だったら100万円払うのです。ところが、補助金をもらうやつは120万円の見積りをもらうのです。そういうことも可能なのです。補助金もらえるから余計に見積り下さいと、こうなるわけです。ですから、それはその当事者に聞くのではなくて、やっぱり事前に調べておかないと。何とかのセンサスとか、そういうの出ていないですか。そういうのは畜産研究所もあるわけでしょう。牛によって、個体によって食べたり食べないというのはあるのでしょうかけれども、平均的な1頭当たりの年間の飼料量が必要だというのも畜産研究所に聞いたら分かるでしょう。そのぐらいのやっぱり裏の資料を持たないと、ただ言われたらやるとか、そういうことでは。勉強していません。

以上、質問を終わります。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

（「議長」の声あり）

○議長（小玉智和君） 8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 答えは要りません。よく勉強してください。

以上です。

○議長（小玉智和君） 大変申し訳ありません。

それでは、町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、湯田純朗議員の質問、大変ありがたく存じます。算出根拠は、課長さん方には常々いろいろな、農業政策でも何でも、やはり基本的な基本のものをそろ

えていきながら議会に臨むように今後徹底いたしますので、よろしくご理解ください。
よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） 8番、湯田純朗君、課長答弁は要らないですね。

○8番（湯田純朗君） 今、町長のほうで……

○議長（小玉智和君） 今、町長答弁しましたので、よろしくお願いいたします。
答弁漏れはないですね。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 湯田純朗君の質問を終わります。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） パワーアップ、先ほどとかぶる部分あるのですけれども、非常に期待している一人ですので、そういう視点でご質問させていただきます。

後半の部分は会社経営の部分ということで、見えない部分もあるのかなとは思いますが、一つは、膨大なハウス、本当にすごいですよね。それを私もあの地点で観察はしていたのです。ブロッコリーを。今年はたしかやっていなかったです。去年もだった。あの石ごろごろの中で確かにすごいブロッコリーがちゃんと出来上がるのです。やっぱり気候に向いているのかななんて思いながら。それにファームさんはさらに力を入れようというところで私は期待したいと思います。

3点。1つは、育苗、苗を育てるわけですね。ハウス4棟、あるいは準備棟1棟、管理棟みたいなものですね、これは本当にブロッコリーだけなのか。これ疑っているわけではないのですけれども、非常にいいハウスを建てて、ブロッコリー、下郷町の特産にしてもらえれば、そうするといろいろ、それだけでない育苗でも考えられるのかなというもので、一つ質問します。ブロッコリーだけなのか。

もう一つは、町内の雇用促進に非常に大事な部分なのですから、どのぐらいの雇用を会社が考えているのか分かったらちょっとお示しいただければと。

もう一つが、地域の面積拡大が図れるようにと、非常に自分の会社だけではないと。地域の面積拡大と。社会貢献、当たり前なことなのでしょうけれども、下郷町にそういったブロッコリー類をこれから促進するという、そういう方向性のプランみたいなのがこれから示されるか、そこまで考えていられるのか。

以上3点でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

まず初めに、農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいま6番、玉川邦夫議員の質問にお答えいたします。

育苗するのはブロッコリーのみかどうかという質問でございますが、ブロッコリーのみではございません。中心となるのはブロッコリーでございますが、ブロッコリーは先ほど申しましたとおり南相馬市にも圃場等がございますので、こちらの寒暖の差を利用した作付時期の違いと、あとブロッコリーが夏まきと、あと冬春まきという二期作ができるという現状を踏まえて育苗を行う予定となっているようでございます。これを期間ごとに埋めていきますと、年間、11月、12月時期以外はほぼフル稼働でブロッコリーを

作付するようなイメージになってくると思います。ただし、11月、12月期は一応施設が空くという形になりますので、もちろんこの南会津高原ファームではほかの高収益作物も作っておりますので、そちらのほうの育苗も考えておられるようでございます。なおかつ、作物には連作が付き物でございますので、連作障害を避けるための輪作等を考えて作付すると思われしますので、よろしく申し上げます。

続いて、雇用についてですけれども、現状でこちらで把握しているのは、労働者は全部で11名という確認をしております。内訳に関しましては、外国人4名、日本人7名でございます。町内の労働者は、うち2名という形になっております。

今後の町内での作付の展開についてでございますが、ただいま下郷町内に約12町歩の面積を増やしましてブロッコリーそのほかの作付を検討しているのが現状でございます。地権者との話合いも、まだ全て了解を得ているわけではないのですが、話を進めている状態でございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 玉川邦夫君、再質問ありますか。

○6番（玉川邦夫君） ないです。

○議長（小玉智和君） それでは、6番、玉川邦夫君の質問を終わります。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 質問させていただきます。

また肥料高騰緊急対策事業についてなのですが、こちらは飼料と同じで、飼料は1万円上がった分の2分の1増額という算定だったのですが、肥料の算定も2分の1の1,000円で、2,000円上がったという見込みだったのかということをお聞きします。

プレミアム商品券についてお聞きします。こちらはまた同じシステムで売ることなのか、というのは、また前回購入した人も順番関係なく購入できるのかお聞きします。

あともう一点、予備費なのですけれども、これ一般質問で町長にお聞きしたのですが、災害や大雪が降ったときに除雪で1億円ぐらい使ってしまうということで予備費に入れたという理由とお聞きしたのですが、除雪の場合、それ当初予算に最初から入れなかったのか、なぜ入れなかったのかということをお聞きします。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 1番、星和志議員のご質問にお答えしたいと思います。

プレミアム商品券の発行の中身ですが、昨年に引き続き、追加ということで600万円ほどプレミアム販売、補助させていただきたいと思いますが、今現在ちょっとまだ、予算も確定していなかったものですから、特にシステムの例えば新しいシステムなのか、古いシステムなのかということでは、ちょっとまだ内容は詰めてございません。特に支障がなければという言葉はちょっと失礼かもしれないのですが、なければ昨年と同様の形で進むのかなと、今現在の話ですが、考えております。また何かご提案がありましたらお知らせいただければ、商工会のほうでも私のほうでも検討する部分はあるのか

なと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小玉智和君） 続きまして、農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいま1番、星和志議員の質問にお答えいたします。

算出根拠の中身、2,000円の半分で1,000円かという質問だったかと思うのですが、こちらのほうにつきましては、基本、県のほうの値上げ幅プラス上乘せということでございますので、基本的には県の単価と町の単価を合算した考えで算出しております。米の肥料、それ以外の高収益作物の肥料、あとソバの肥料、それぞれにおいて実際のところの値上がり幅が違っておるのが現状でございます。ただ、高収益作物につきましては今言った県と町合わせた中の2分の1を目安として算出しまして、ほかの2つにつきましてはバランスを持たせて今回の単価を算出したということでございますので、了解願ひます。

○議長（小玉智和君） それでは、町長、星學君、答弁を求めます。

○町長（星學君） 予備費の関係は、当初予算に4,000万円入っています。それで、通常ですと4,000万円では足りないのです。だから、専決予算、12月の場合だったらば早め、12月議会で決定してもらうけれども、その間また雪が降る、また雪が降るで足りなくなるともう1億円以上になってしまって、今の補正の前の予備費では当然足りなくなりますから、その辺はご理解いただかないとやっぱり実行できなくなりますので、そういうあれになっていますから、よろしくご理解ください。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、再質問ありますか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） プレミアム商品券について再質問させていただきます。

今までと同じシステムだと、聞く話によると、すぐ売り切れてしまって買えないという現状があるので、時間と収入に余裕がある人しか買えていないのではないかということなので、平等に購入できる購入の仕方を考えて発行していただきたいと思ひます。

あとは、予備費は地方交付税も出ると見越して当初予算に上げなかったということですか。今回の……

○議長（小玉智和君） それでは、まず初めに総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 1番、星和志議員の再質問にお答えしたいと思ひます。

すごく人気が高いのは確かにいいのですが、ご指摘のとおり即日完売というのがちょっと続いていまして、これもコロナ禍であったり、原油高騰であったり、いろいろ要因はあるかと思ひますが、やはりご指摘のように平等性を保つという部分が重要でございますので、その辺は商工会にも伝えまして、協議して、対応が可能かどうかも含めたやり方の話になりますので、ちょっと今後検討させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 予備費についてのご質問、1番、星和志議員のご質問にお答えいたします。

予備費関連で当初予算あるいは補正予算、その辺の整理の仕方はというようなご質問かと思いますが、先ほど町長もご答弁申し上げましたとおり、当初予算の段階では除雪料4,000万円ほど確保してございます。ただ、この除雪料、これは自然が相手の費用でございまして、雪が少ない年についてはその4,000万円前後で充足する場合もございまして、昨年みたいな大雪になってまいりますと、この4,000万円では当然不足するような事態が生じてまいります。その際などにこの予備費に財源を、年度内の調整財源として予備費に財源を留保しておきまして、そういった場合にも備えておくために、予備費のほうに留保するというような中身でございまして、これは予備費につきましても、一例として除雪費の話もございまして、それ以外にも、町長がお答え申し上げましたとおり、大きな災害が生じた場合、この予備費を活用して……

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、今答弁中でございます。注意してください。

○参事兼総務課長（室井哲君） 大規模な災害が仮に発生した場合などは、この予備費に留保している財源を活用いたしましてその対応に当たるですとか、あるいは最近報道等でございますが、政府では物価高等に対応する新たな総合経済対策、これを10月に取りまとめるというような報道もなされております。これら国、県の動向にも十分注意しながら、町のほうでも対応していくものが生じましたらば、この予備費などを活用しまして、これを財源としてその事業を展開していくというようなことも考えられるものと思います。いずれにしましても、予備費に留保した財源、これを活用しなかった場合、これらにつきましても、この財源を基金に積み立てて翌年度以降活用するですとか、あるいはこれが翌年度の繰越しの財源ともなっておりますので、翌年度に繰り越す財源となるのか、その辺につきましても年度末を見ないとお答えはできない部分でございますけれども、予備費の活用につきましても、それらも含めて様々効果的に活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありますか。

○1番（星和志君） いや、ありません。ありがとうございました。

○議長（小玉智和君） それでは、1番、星和志君の質問を終わります。

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは……

（「議長、町長」の声あり）

○議長（小玉智和君） 町長、星學君から答弁があります。

○町長（星學君） 大変長く時間かかっていますが、ありがとうございます。慎重審議いただきまして、ありがとうございます。

それで、1点だけ。新聞報道によりますと、臨時国会でコロナ経済対策をまた打つと言っていますので、この辺が、臨時国会がいつ終了するかと、これがまだ読めない、今。開会もしていないわけですから、臨時国会。ですから、その辺はご了解ください。新聞の報道が先になって、実質国会議決になるのがいつになるか分からないので、その辺は今後の経済対策、要するに物価高騰、そういうものに対応するためには、早く決めても

らえば私ども早くできるのですが、いつ臨時国会が開会するのか、終了するのいつだか分かりませんので、その辺はご了解ください。前もって皆さんにご理解いただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第3号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第51号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第52号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第53号 令和4年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第54号 令和4年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 調査期限延期の件

○議長（小玉智和君） 日程第11、調査期限延長の件を議題といたします。

議会改革特別委員会に付託中のその他議会に関する条例等の見直しについては、9月末までで調査を終了するよう期限を付しておりましたが、お手元にお配りのとおり、当委員会から、会議規則第44条第2項の規定によって、12月末日まで期限を延長されたいとの要求がありました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） 委員会の皆様、本当にご苦労さまでございます。私は、延長はやむを得ないと思います。もう12月なんて言わないで、前も私言いましたように、6月に条例をつくって、小出しにやって、ついこの間までもめたということがありますから、もう一緒に出して、条例をつくったら下まで全部出すということでゆっくり時間かけてやったらよろしいのではないですか。私はそう思います。12月末まででなくて3月30日までやって、その前に終わればいい。そういう形でやったほうがいいのではないかと私は思います。提案です。

○議長（小玉智和君） それでは、議会改革委員長、玉川邦夫君、今に対する答弁をお願いします。

6番、玉川邦夫君。

○議会改革特別委員長（玉川邦夫君） 今、湯田議員さんから大変心強いお話をいただきまして、私たち委員6名、本当に力不足のところもあったり、十分な審議を尽くせなかったというか、皆さんにご理解いただけなかった部分もあった。そういうことも反省して、12月まで延期すれば十分私たちとしては、準備はできているので、そこに設定をさせていただきました。これは昨日もちよっと打合せをさせていただいて、12月までいただければありがたいということで、そして議長さんに出したわけですけれども、そういう意思で固まっております。その後付け加えていただいたのは、12月で決着するのは、それはそれでいいでしょうと。万が一のことを考えて3月いっぱいまでの延期に、任期にされてはどうですかという配慮いただいたご意見だったと思うのですけれども、これは私、あれなのですけれども、私の考えとしては、今この場で皆さんからご意見いただいて、私どもは12月までいただければ、しっかり条例等も提案し、承認いただけるというふうには考えているのですけれども、この場でもし、その意見出ましたので、お諮りいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君） なお、今、9番ですか、湯田健二君からお話あったのですが、いろいろとその他の事項、細かい事項がいっぱいあるのです。その中でやはり執行部とすり合わせをしてやって、それでまたなおかつ委員会を開いて、なおかつまたそのほかに全員協議会というのがあって、その中でも皆さんのいろいろ研修、あと私の出張とか、い

ろいろありまして、なかなか今までも、今現在でも日程調整が難しい状況であります。そんな中で委員の方々にはいろいろとお骨折りをしていただいておりますので、この12月まではぜひ私のほうからも皆さんにご協力をお願いしたいということでございます。よろしくお願いいたします。

そのほかご意見ありますか。

8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 議長、今12月、これは3月と言っているわけですよ。議長の考えも分かるのだけれども、委員長さんが12月で終わるというのだから、いいではないですか。しっかりやってもらって。細かいところまでしっかりやるのでしょから、それは皆さん特別委員会の委員の方が協議して、できると言っているのだから、それでいいではないですか。皆さん忙しい中でも大丈夫だと言っているのですから、それはお任せするしかないでしょう。私は、それでいいと思います。できなかつたら大変だが。

○議長（小玉智和君） ただいま、大変申し訳ありません、湯田純朗君。一応委員長からは12月末までにやるというようなあれでございますので、それでお諮りします。

委員会の要求のとおり、期限は12月末でございますが、ご協議して、ご意見ありますか。ご異議ありますか。

（何事か声あり）

○議長（小玉智和君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 予算だってある。疑問に思う。私の意見も聞いてもらって。

○議長（小玉智和君） 12月と3月といろいろあるのですが、実際私のほうでも委員会のほうに一応付託されましていろいろ協議していただいて、なおかつまた執行部のほうともお話しして、本当になかなか難しい項目がいっぱいあるのです。よくやってみますと。そんな中で、本当に皆さん初めてでございますので、いろいろ指摘される部分はいっぱいあると思います。そんな関係で、私としてはできるだけ委員会のやっぱり進行でお願いしたいということでございますので、その辺についてもよろしくご理解のほどお願い申し上げます。

8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 議長、要するに何月までなのですか。全く分からない。だから、町長はそれは疑問だと思って発言ありましたけれども、委員会の方々がやれると言っているのですから、お任せして、できなかつたらここで、申し訳ない、間に合いませんでしたと言えればいいわけですから。だから、難しく考えることないでしょう。やれるのならやってください。お願いしますが。これは協議しますから。ただ、あくまでも町長、町部局の都合もみんなあるわけですから、そこら辺を見て余裕を持っていかないと、皆さんこれから各委員会の所管事務があったり、いろんな研修があったり、それでなかなか日程も調整だって難しいときに果たしてこれできるのかどうかというのはやってみなければ分からないのですから。ただ、町執行部とのすり合わせは町執行部がいなければできないわけですから、私はできれば、どうせやるのならば3月まで持って行って、そしてその前に決まれば、それはそれでいいわけですから、私は余裕期間を持たせたほうが

いいと個人的に思うけれども、どうしても委員長ができるというのであればお願いする
しかないと思います。あとは町長の考えだけですから。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、暫時ちょっと休憩します。（午後 1時29分）

○議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。（午後 1時32分）

委員長、6番、玉川邦夫君。

○議会改革特別委員長（玉川邦夫君） 採決前というか、先ほどの繰り返しにはなるのですが、もう一度分かりやすくいけるかどうか。私たちは、本当にありがとうございます。延ばしてという方向に来ているのは大変ありがたいことで、うちのほうはいろいろご迷惑かけたという前段、皆さんご承知だと思うのですけれども、延ばさせていただきかないということで、これは何度か文書の中でも、今回の一問一答、そこだけに集中して、あとはとにかく延期させていただいて、任期を延ばしていただいて12月に、では持っていこうと、この流れで私たちも来ていますので、我々の気持ち、6名の委員の気持ちとしては、とにかく12月までに頑張ろうと。ただ、可能であるという構想は立てたわけですけれども、直接のあれではないのですけれども、議員さん、我々をサポートしているほか6名の議員の方々の声が今2つほど出たわけで、いや、そういうふうにこだわらないで、12月につくってくれと、延びることも、最悪の場合もあるのではないかと、そういうご心配をいただいたものですから、それも含めて、それはそれでかたくなに私は拒んでいるわけではないので、私たちの気持ちと、あと今のほかの議員さんたちのご意見をつなげていただいて、この場でひとつ決定していただければいいかなというふうに申し上げたつもりです。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） ただいま委員長からいろいろと説明あったのですが、お諮りします。

委員会の要求は別紙で出されております。ですから、期限を延長することになりますので、ご異議ありませんかということになりますので、委員会の要求……

町長、星學君。

○町長（星學君） 意見として申し上げたいと思うのですが、議員の皆さん大変お疲れでしょうけれども、また特別委員会としての進んでいただいて本当ありがとうございます。私のほうには今回の日程第1の資料は来ていないのです。だから、そのすり合わせという、すり合わせする必要もないということであれば、それはいいかもしれませんが、延期するわけだから、その中には執行部とすり合わせする時間があるのです。そうすると、延期の話はやっぱり事前協議と、そういうことになると思いますので、十分に時間を取っていただいて、皆さん、それでやっていただくということが俺いいと思うのだ。意見として申し上げます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 6番、玉川邦夫君。

○議会改革特別委員長（玉川邦夫君） 6月についてと9月については、文字ではいろんな

要綱に書いて、執行機関の方々もご承知というふうに私は取っております。

(「来てねえ。来ていない、書類。来てねえこれ何資料あるのかなと思って」の声あり)

○議会改革特別委員長(玉川邦夫君) 例えばこの間の全体協議の中でも、文字としては、この項目については9月議会以降という……目に触れていませんか。

(「全然ねえだもん」の声あり)

○議会改革特別委員長(玉川邦夫君) これは何度か要綱に必ず入れてきているのですけれども。

○議長(小玉智和君) 暫時休憩いたします。(午後 1時36分)

○議長(小玉智和君) それでは、再開いたします。(午後 1時38分)

8番、湯田純朗君。

○8番(湯田純朗君) どういう委員会だって町長に何とか出席要求の文書を出すのです、正式に。何かあれば。例えば。これみんな公人ですから。部落の区長さんだって通知出すのです、みんなに。役員に。これ、こうやれますからで口頭では駄目なのです。ちゃんと文書でやらないと。資料を持って行って、こういうことを協議したいと、いかがでしょうかとやらないから、こうなってくるのです。言った言わないなんて、もらっていないと。もらねば片方やりようがないですから。やっぱり子供ではないから、大人ですから、まして議会を改革しようとする大事なものですから、ちゃんと前もって、いつ幾日こうで、どうですかと正式な文書でやったらいいではないですか。机に事務局まだかというのではなくて、事務局で作ったら委員長が町長に直接持っていくこと。これやらないから駄目なのです。委員長、聞いていますか。聞いているな。よろしい。それやると全然擦れ違いないわけです。その話の内容についてはいろいろあるけれども、まず初めにテーブルに着くということはそういうことなのです。それをお願いしていないとまた聞いていない、見ていないになってしまうのです。最後に事務局が私が悪かったと、うそを言うのです。ちゃんと文書でやり取りしましょう、議長。

○議長(小玉智和君) 資料等につきましては、私、議長として執行部のほうにちょっと連絡不足で、大変申し訳ありませんでした。そういうことで、今後そういうことは十分注意しますので、よろしく願いいたします。

それでは、お諮りします。委員会の要求の別紙のとおり、期限を延長することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、調査期限延期の件の期限を委員会の要求のとおり12月末日までに延長することに決定いたしました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会とすることに決定いたしました。

それでは、これで本日の会議を閉じます。

令和4年第3回下郷町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。(午後 1時41分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年9月22日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員